

農 村 計 画

第 13 号



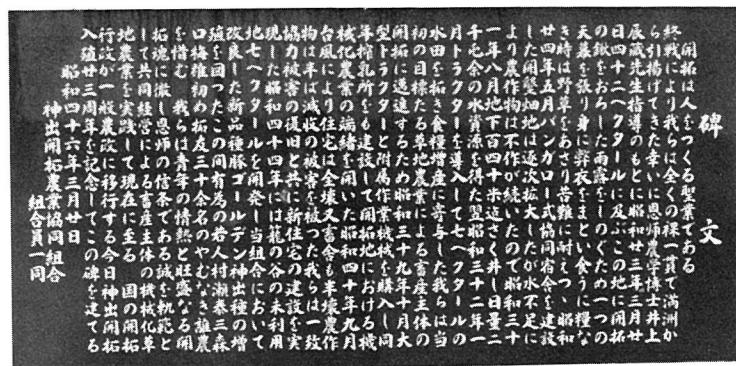
1978. 3

農業土木学会農村計画研究部会

農村計画 第13号

目 次

論 文	都市農業と土地利用計画	北村貞太郎	1
論 文	過疎のむらの離村傾向	藤本信義	9
報 文	住民自らによる地域づくり計画 —主導した農政の立場から—	神戸市農政局 地域整備課	27
報 告	第11回農村計画研究集会報告 テーマ「農村整備と専門家のイメージ」		35
	I はじめに	農村計画研究部会	36
	II テーマ講演	児島俊弘	36
資 料	文献紹介「農村計画研究会」資料(その2)	笹野伸治	46
資 料	「農村計画研究会」資料のマイクロフィルムの利用について	笹野伸治	52
府県(市町村だより)	新農業構造改善事業の紹介	川又政圏	53
新刊紹介	「農村計画、建築文献抄録集」の紹介		54
活動報告	(昭和52年4月～昭和53年3月)	農村計画研究部会	55
委員会から	研究委員会の活動	研究委員長 白井義彦	58
委員会から	府県(市町村)だより、質疑コーナー新設の案内	編集委員会	59
	事務局通信		60
	編集後記		60
	研究部会誌「農村計画」投稿要項		61
	農村計画研究部会規約		



[表紙: 神出町の一角にある神出開拓農協もこの住民自らによる地域づくり計画をとり入れて新たな再編への動きをみせようとしている(27-34頁参照)。]

都市農業と土地利用計画

北村貞太郎*

City Agriculture and Land Use Plan

Teitaro KITAMURA*

Contents

まえがき	
I 都市農業の実態	I Realities of City Agriculture
II 都市の法定土地利用計画	II Zoning of City
III これからの都市の土地利用計画	III Master Plan of Land Use in Future
むすび	Conclusions

Abstract

The city area in Japanese sense includes not only urban district, but also agricultural land and forest. An average area of city is about 17,000 ha., including only 5% urban area in an average. The land-use structure of city necessitates a new type of city plan with a regional agriculture plan.

In this paper, the author pointed some following problems on agriculture in city.

- 1) 35.4% of agricultural land lie in city in Japan.
- 2) residential areas are 5.1% of city area in the whole.
- 3) density of agricultural land in city is about 350m² per person.

After discussing zoning in Japanese systems, namely, city plans and agricultural development plans, the future programs of city land use are pointed as follows:

- 1) A new type of agriculture in city is necessary and should be evaluated as something precious by living people in the city.
- 2) Bringing up new farmers with a new type of agriculture in city.
- 3) Combining urban life with agriculture in city regions.
- 4) Conservation of agricultural land for urban sprawls.

Finally, the land use plan in city should be classified into the following three types.

- 1) the first kind of land use plan, which characterizes districts in city.
- 2) the second kind of land use plan, which is divided into areas, such as village areas, agricultural land areas, etc.
- 3) the third type of land use plan is concerning to lots.

The most important problem in land use planning in city is how harmoniously these land use plans could be combined with each other.

* 京都大学農学部, Faculty of Agriculture, Kyoto University

都市農業と土地利用計画

北 村 貞太郎

まえがき

都市農業、都市近郊農業という言葉はよく聞かれるが、改めて、それらは何んであるかを考えてみると極めて漠然とした概念であることに気が付く。まず、ここでいう都市とか、都市近郊は一体何であろう。それは都会とか市街地とかいう純粹の居住空間を指すものなのか、市街地の周辺を含めた領域なのか、周辺を含めるにしてもどこまでの領域を意味するものなのか、といったことは全く不明である。

都市農業という以上、少なくとも農業生産基盤となる農用地がなくてはならない。農用地を持たない居住空間のみの都市には都市農業が成立しないことは明らかであるので、ここでいう都市は市街地周辺を含めた都市ということとなる。それでも、その領域については明確なことがいえないで、本稿でいう都市とは、常識的に地方自治体の市部を都市と呼び、市部で展開される農業を都市農業と呼ぶことにしよう。したがって、ここでいう都市は集落（又は市街地、都会）としての都市ではなく、地域（集落、農用地、山林等を含む領域）であつて、農用地は都市の一つの機能的部分であるといえる。

ところで、このような農業における生産基盤は市街地と接することが当り前で、都市内部の市街化が進行すれば、農用地は自動的に蚕食される運命に常にさらされている。そこで、農用地の温存を主張する然るべき価値観が無ければ、農業生産の場が日々危険に直面していることといえよう。したがって、都市農業のこのような生産基盤の整備にあつては、農用地内の区画の規模・形状、道・水路の改善という農用地自体の整備より以前に、農用地自体の量的、位置的確保が第一の要件であるといえる。端的にいえば、今日都市農業を温存するには農業自体の構造改善もさることながら、それ以前に農業生産の場を他産業から護ること

が最優先されなくてはならないであろう。

土地利用計画はこうした農用地の位置づけを明確にして、優良農用地を温存するための重要な一つの手段である。したがって土地利用計画は農業生産の場を護るために不可欠なものであることから、健全な都市農業の成立のためには欠かせないものである。都市の土地利用計画の然るべき達成が都市農業ひいてはわが国の農業全体における最も重要な課題であるといえよう。

しかも、都市農業は単に都市住民への生鮮野菜供給者たるに留まらず、都市の防災緑地、都市景観保全の上からも、都市にとって欠いてはならないものである。そのような意味から、農用地が都市にある価値をより深く、正しく認識することが大切であると考える。

この小論はそうした都市における農業の意義と土地利用計画の関連性について、若干の私見をまとめたものである。

I 都市農業の実態

まず、都市農業の日本農業において占める位置をみるとこれから始めよう。

(1) 都市（市部）の土地利用

農業の実態を見るまえに都市の土地利用をみると都市は全国の976万ha(26.5%)を占め、一市平均、17,124haである。このうち宅地は50万haであつて、都市内の5.1%を占めるにすぎない（表1）。都市域内で特に宅地が多いのは東京・大阪である。

それに対し、農用地（田+畠）は都市内に202万haあつて、全国の35.4%を占める。平均的都市の農用地率は20.7%あつて宅地の約4倍である。この農用地率が町村部のそれ（13.6%）より多いことは特徴的で、いかに多くの都市が平地部に立地し、優良農用地を多く備えているかがうかがえよう。

したがって、都市には農林業関係用地が90%以上占め

表-1 市町村の土地利用

		全 国		市 部		郡部(町村)		東京・大阪市部		東京大阪以外市部	
市 町 村 数		3,221 *		570		2,651		53		517	
面 積		* ha 36,887,803		* ha 9,760,542		* ha 27,127,261		ha 271,156		ha 9,489,386	
面 積 全 国 比		% 100.0		26.5		% 73.5		0.8		% 25.7	
土同地利用別国面積・比	宅 地 **	ha 815,277	% 100.0	ha 500,437	% 61.4	ha 314,840	% 38.6	ha 71,274	% 8.8	ha 429,163	% 52.6
	田 **	3,118,941	100.0	1,200,445	38.5	1,918,496	61.5	26,567	0.9	1,173,878	37.6
	畠 **	2,592,081	100.0	821,999	31.7	1,770,082	68.3	19,678	0.8	802,322	30.9
	山林その他	30,361,504	100.0	7,237,661	23.8	23,123,843	76.2	153,637	0.5	7,084,023	23.3
一別市面積村・当り土地利用率	総 面 積	ha 11,452	% 100.0	ha 17,124	% 100.0	ha 10,233	% 100.0	ha 5,116	% 100.0	ha 18,355	% 100.0
	宅 地	253	2.2	878	5.1	119	1.2	1,345	26.3	830	4.5
	田	968	8.5	2,106	12.3	723	7.1	501	9.8	2,271	12.4
	畠	805	7.0	1,442	8.4	668	6.5	371	7.2	1,551	8.4
	山林その他	9,426	82.3	12,698	74.2	8,723	85.2	2,899	56.7	13,703	74.7

* 市部、郡部推計面積、沖縄除く、沖縄市9、町村46

** 宅地、田、畠は民有地

資料=第22回 日本統計年鑑(1971)

られている関係から、今日の都市の全城的農地利用計画は農林業に関する土地利用計画が中心となって立案されなくては作成できない実状にあるといえよう。

(2) 都市の農地密度*

わが国の人口が一人当たり農地は全国平均で551m²/人で、西欧のそれと(表2)比較して3分の1から6分の1、それ以下にすぎない。しかし、それでも都市にあっては今日なお270m²/人の農地をもち、東京・大阪を除くと平均して351m²/人である。すなわち、わが国のほとんどの都市では都市住民を養うための食料生産の場を全国平均に比して約64%備えていることとなる。

ところで昭和47年のわが国の食料生産と需要の実態**から、畜産物を除く、米、麦、いも、豆、茶、野菜、果実に関する国民一人当たりの必要最低限は農地面積482m²/人***である。このうち、米が201m²/人、野菜はわず

か47m²/人である。

表2 農地密度

	(1)(1972年)	(2)(1961年)
ア メ リ カ	20900 m ² /人	- m ² /人
フ ラ ン ス	6400	7576
イ ギ リ ス	3400	-
西 ド イ ツ	2100	2688
ベ ル ギ ー	-	1880
ルクセンブルグ	-	4386
イ タ リ ー	-	6098
オ ラ ン ダ	-	2049

(1) 国土庁地方振興局：農村整備の方向と課題

(2) Meyer, K.: Ordnung im ländlichen Raum

* 人口一人当たり農地面積

** 「農産物の需要と生産の長期見通し」に関する閣議決定(S505)から概算。

*** これには畜産、小麦が含まれていないことに注意したい。したがって、現在の農地密度551m²/人はこの値と比較して、十分あると誤解してはならない。草地需要を考えるととても不足している分けである。

したがって、先に述べたように 351 m² / 人の農地を都市がもっているとすれば、各都市とも住民のために十分な野菜を供給できるわけであり、いも、豆類についても自給可能な計算となる。もちろん、都市といつても、北海道から九州まで気候風土の異なる実態を考慮しない場合であるので一概にはいえないが、都市農業の重要性を明らかに示しているといえよう。

(3) 近畿における都市農業

次に都市農業の構造を近畿地方を例にしてもう少し詳しくみてみることとしたい。資料の関係から、3万人以上の市町村を都市とみて、近畿地方における農業生産状況をみると表3に掲げるとおりである。

近畿地方の都市には農地が全体の 41.3% (138千ha) あり、同全国平均の 33.1% をはるかに上まわり、地目別にみてもいずれも 30% を越えている。都市の家畜頭羽数は豚 56.7% をはじめ、採卵鶏 50.6%，乳牛 49.5% といずれも高い割合を占める。

野菜生産でも作付面積からみて 49.0% あり、約 50% に近い値をとる。作目別に大根、白菜、キャベツ、キュウリ、

トマトをとりあげてみると白菜を除いていずれも 50% 以上が都市で生産され、キャベツの場合は 74.7% が都市農業の生産物である。

(4) 都市農業の位置

非常に簡単ではあるが、都市農業の生産基盤、及び同生産物を見たが、いずれも都市農業が農業全体に占める割合からしても、都市の土地利用上も重要な位置を占めていることがわかる。特に近畿地方の場合にはそのウェイトが高い。したがって、現代の都市にあっては、都市農業はすでに都市の機能的役割の一端を荷い、しかも、都市の土地利用計画を考える上で欠くべからざる存在であるといえよう。

ところが問題となることは、そうして都市部で生産された農産物が、直接的に同一都市に環元されることなく、農産物が一度大都市市場に持ち込まれ、再び地方都市に運ばれることから来る「無駄」である。この市場流通メカニズムについては別の機会にゆずることにして、土地利用計画との関連で一言触れるのであれば、こうした事態が生じることは地方都市の産業構造計画の中に、地方都市内農業の計画的位置づけが不明確なことも大きな原因があるとみ

表3 近畿地方の都市農業の基盤

生産基盤等		3万人以上市町村				3万人以下市町村			
		全 国		近 畿		全 国		近 畿	
		実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
農用地	合 計 (千ha)	1,882	33.1%	138	41.3%	3,796	66.9%	196	58.7%
	田 (千ha)	1,222	37.0	115	43.4	2,084	63.0	150	56.6
	畠 (千ha)	660	27.8	24	34.3	1,711	72.2	46	65.7
	樹園地 (千ha)	214	34.1	15	34.3	413	65.9	29	65.9
	牧草地 (千ha)	50	12.9	37	40.2	339	87.1	55	59.8
家畜	乳牛 (千頭)	533	29.3	55	49.5	1,286	70.7	56	50.5
	肉牛 (千頭)	432	24.7	23	31.5	1,316	75.3	50	68.5
	豚 (千頭)	2,709	38.8	152	56.7	4,274	61.2	116	43.3
	採卵鶏 (1万羽)	7,409	45.7	754	50.6	8,818	54.3	737	49.4
	ブロイラー (1万羽)	2,299	34.7	190	21.2	4,325	65.3	705	78.8
野菜	野菜作付面積 (千ha)	287	42.5	24	49.0	389	57.5	25	51.0
	大根 (千トン)	654	54.3	63	70.8	551	45.7	26	29.2
	白菜 (千トン)	393	45.3	20	37.0	457	54.7	34	63.0
	キャベツ (千トン)	423	53.5	56	74.7	368	46.5	19	25.3
	キュウリ (千トン)	278	49.4	20	58.8	285	50.6	14	41.2
	トマト (千トン)	259	53.5	26	68.4	225	46.5	12	31.6

られる。

換言すると、都市の物象的土地利用計画（physical land use plan）には単に線引き、建造物計画とは異なり、非物象的（non-physical）構造又は地域産業構造（Regional industrial structure）を踏まえるものでなくてはならない。すなわち、産業構造との密接な関係、都市の消費構造と結びついたものでなくてはならないことを意味している。ところが今日では、それらの関係性が殆ど無いことにより、上述したような現象が生じていると思われる。したがって土地利用計画は産業構造を通して直接的に都市の消費構造と密接につながっているといえよう。

Ⅱ 都市の法定土地利用計画

今日の都市における土地利用計画の中心は都市計画と農振計画から構成されている。そして、それらの構成上の類似性、関連性はすでに論じたところ^{1), 2)}であるので、ここではその要約に留める。

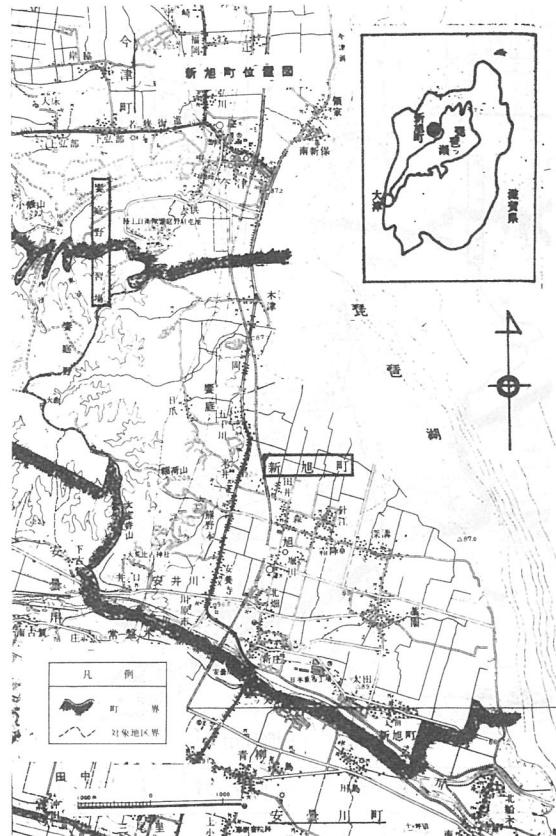
簡単にいって、今日のほとんどの都市はその全域が都市計画区域に指定されている。すなわち、都市計画区域といつても上述したように農林業用地を含む領域である。そこで、純都市的地域を明確にするため、市街化区域が指定され、それ以外の地域が市街化調整区域となっていることは周知のとおりである。市街化区域内には用途地域が敷かれ、更に住居地域、工業地域等の用途区分が行なわれる。ところが、指定された市街化区域は実際の都市化に即応しない形式的なものが多く、現実的には多くの農用地が含まれているのが実状で、そうした用地には生産緑地指定が行なわれる仕組ができる。

一方農振法は市街化区域外において農業振興地域を指定し、同地域内に農用地区域を指定して農用地の確保を図っている。ところが農村の集落近辺が俗称農振白地として残され、法定土地利用として、誠に不明確な土地利用種を生んでいる。

こうした実態について、滋賀県高島郡新旭町を例にして若干の考察を試みてみよう。

新旭町は現況図（図1、西方山地部は除く）に示す様な一農村である。しかし、大津から30km圏内で都市近郊的性格も備えた町である。昭和50年で人口約9400人である。上図に示した新旭町の領域は約2300haで、中央よりやや南部に国鉄湖西線新旭駅がある。都市というより

図-1 土地利用現況図



農村であるが、産業構造からみると繊維産業が入っており、第2次産業の生産所得が68.3%を占め、純然たる工業村ともいいくべきところである。

ところで、同町の法定土地利用計画（図2）は国鉄湖西線関連で、昭和41年に旧都市計画法のもとで定められ、新都市計画法に変わってからも、若干の変更の上、図2に示すように改正された（昭和48年）。今だに、用途地域では都市計画街路が一本できただけで、それ以上の目新しいものはない。ところが、この用途地域を定めた駅の近辺は今だに条里制の名残りがみられる一等優良農地である。それに対して、琵琶湖周辺は低湿地で、上級田ではない。農振法による農用地区域は同図を見ても分るように、先に述べた用途地域と集落周辺、主要道路周辺100mを除く農地で、どちらかといえば不良農地の地区が農用地区域として指定されている結果となっている。

この地区的現況土地利用及び同計画は表4に示すとおりである。

図-2 法定土地利用計点

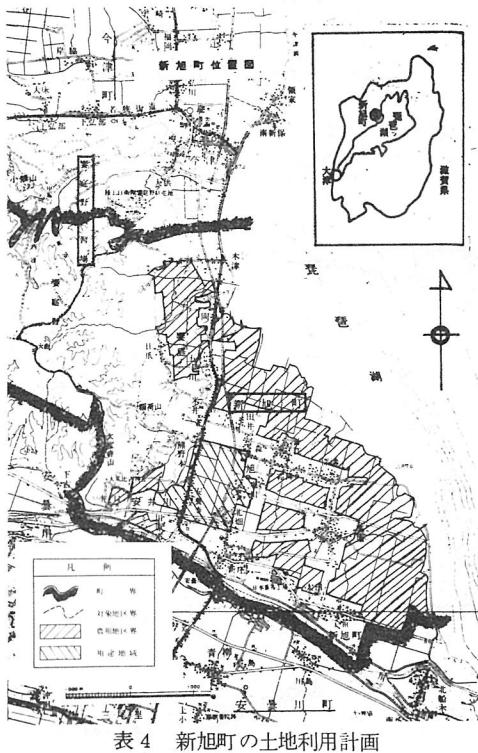


表4 新旭町の土地利用計画

		現況	計画	増減	備考
農用地区域	田	ha 929	ha 589	ha △340	
	畑	ha 37	ha 13	ha △24	
	樹園地	ha 3	ha 0	ha △3	
	合計	ha 969	ha 602	ha △367	
宅地	ha 93	ha 336	ha 243	内用途地域 126 ha	
工場用地	ha 15	ha 45	ha 30		
道路等公共施設用地	ha 184	ha 206	ha 22		
その他	ha 210	ha 282	ha 70		
合計	ha 1471	ha 1471	ha 0		

この計画では農用地が 969 ha から 367 ha に減少し、宅地が 243 ha も増大することとなっている。現況宅地面積は 93 ha で、人口が 9,398 人あるので、宅地人口密度は 101 人 / ha (約 100 人 / ha) である。したがって宅地増に合わせた人口増は約 24,300 人であって、将来とも 10 年や 20 年では特別な施策が入らない限り、この様な人口増は考えられない。

この計画の中には別荘地分 70 ha もあるので、それを除いても 17,300 人の人口増加である。したがって、都市

計画としての見込人口増 4,800 人とは余りにも違います。

一方、フイジイカルプランの立場からみても、このような農村的地域の用途地域設定の方法は決して好ましいものではないし、余りにも非現実的である。農村部では今日なお、各集落にはかなり強いコミュニティが形成されている。こうしたコミュニティの発達に応じて都市や農村の全体的形成を図らなければならない。そうした場合、上記計画のように、中心部に極端に異質な用途地域を形成せしめることはこうしたコミュニティの基礎を崩壊させる原因となることに注意したい。そういうことを考慮するのであれば、現集落用地を用途地域にする様な都市計画が敷かれることが望まれよう。

ところで、この様な事例は全国に目にする程多い。こうしたことは、この計画を策定した地元関係者の責任というより、こうした計画を指導した県、国の計画担当者の責任というべきであろう。しかし、作られてしまったものはやむを得ないとしても、今後の土地利用計画調整時点において、極力是正されることが望まれる。

したがって、都市の法定土地利用計画は都市計画法と農振法を中心にして策定されているが、それらがそれぞれ本来的趣旨で作成され、相互に調整されていないのが実状といえる。今後土地利用基本計画等の策定を通じ順次是正されることが特に望まれるところである。

III これからの都市の土地利用計画

(1) 土地利用計画の出発点

上述したような都市における農業及び土地利用計画の実態を見てその問題点を整理してみると次のようなことがいえよう。

- 1) 今日、都市といつても純都市的空間は僅か 5% 程度であり、都市空間の大半は農林業空間で占められている。
- 2) その都市内の農業空間は全農業空間の中で全国的に 35.4 % の位置を占める。
- 3) したがって、都市農業は個々の都市産業内における位置が低くとも、都市群における農業の位置をみるととき都市農業は大切である。
- 4) 一方、都市内住民が要求する農地面積は畜産用を除いて 482 m² / 人であり、それは都市としては一般的に充

足されていないが、大都市を除けば、ほとんどの都市がこの充足可能な農地面積を保有する。

- 5) 以上のような都市農業の地位は農業部門としても、都市の住民にとって重要である。したがって、こうした都市農業の安定的自立を図ることは都市の施策としても不可欠なものといえる。
- 6) こうした都市農業の場となる都市内の農用地の位置づけは、都市的土地利用需要と農業的土地利用の然るべき調整を待つて定められるものであろう。ところが、今日のところ、都市計画、農振計画がいすれの立場からみてもそれら相互の調整が十分であるとはいひ難い。

- 7) 従つて 6) を充分調整するに足る調整的土地利用計画を都市が独自に立案することが是非とも必要である。それなしには住民はいつまでも、ごまかしの土地利用計画を目標にして都市建設を迫まられることになる。したがって純都市的空間が 5% を占めるにすぎない実態を踏まえるならば、都市の土地利用計画はこれら農林業用地計画を中心として立案されることが不可欠であるといえ、その出発点は都市農業に他ならない。

(2) 都市農業成立の要件

上述したようにわが国の都市農業は農業全体の中で重要な位置にあると共に、都市住民の生活に重要な役割を果していることが分る。また、わが国の風土にあっては、今後も都市農業の重要性が低下するとは考えられない。ところが、一般的の通念から、都市農業は都市（都会）とは反対的性格を持つが故に、都市の居住環境の改善・拡大の緊急性から都市からのけもの扱いにされているのが実状である。これは、非常に近視眼的見解で、これから快適な都市づくりは都市農業なしには考えられないであろう。

このことは大半の都市の計画において、都市住民の食料供給の見地から然るべき農業計画が立案されていない実状をみても分るであろう。すなわち、市の計画は通念的都市計画ではなく、当該市のしつかりとした農業計画の中に都市（市）計画が位置づけられなくてはならないところであろう。

したがって都市農業は都市の中で立派に成立しなくてはならないのであって、それ故にこそ、これから住みよい、快適な都市が築かれよう。

ところで、その様な都市農業が今後都市の中にしつかりと位置づけられるにはどのような要件が必要であろうか、

二三拾ってみることにしよう。

- 1) まず、都市には都市型農業が不可欠であり、農業も都市で不可欠な大切な職業であるとする価値付けを一般に普及し、農業の都市における位置を明確にすること。
- 2) 1) の価値観の醸成を背景にして、都市型営業類型を備えた農家を育成すること。
- 3) 農家が生産した農産物の需要を都市住民全体で保障することを色々の側面から展開すること。このためには都市計画、市の総合計画立案に当り都市住民の食生活を十分把握し、その上に立つて、農業協同組合と生活協同組合がお互いに連絡を密にしてしつかりとした農業生産物の需要条件を明確にしておくこと。
- 4) こうした条件を更に確実なものとすることは農用地を確保することであり、このためには都市の総合的土地利用計画が不可欠となろう。

したがつて、都市農業の成立にはその要件としても、都市の総合的土地利用計画がなくてはならないこととなる。

(3) 土地利用計画の種類

ところで何時の日かには、土地の一筆一筆の土地利用目的が定められ、それによって、土地利用全体の秩序が達成されることが、土地利用計画の一つの理想である。そして、定められた土地利用規制が住民の総意によつていれば、より一層理想的である。

今日の都市の土地利用計画はこうした理想とは余りにもかけはなれている。しかも、土地利用計画に対する考え方も様々であり、こうした異った土地利用計画が相互に異つたまま論じられている。

こうした議論を少し整理してみると、市町村の土地利用計画は広義に解釈して、次の 3 種あると考えられ、これらの計画が相互に十分整合性をもつことが、市町村における土地利用計画をしつかりとしたものにすると考えられる。

- 1) 旧町村又は農業集落単位に地域の性格付けをする土地利用計画（第 1 種土地利用計画）
- 2) 1) で定められた地域別土地利用計画に立脚して、農用地、宅地、林業用地等の用地の区分をする土地利用計画（第 2 種土地利用計画）
- 3) 2) で定められた用地区分を中心とした土地利用計画を背景にした、一筆一筆ごとの土地利用計画（第 3 種土地利用計画）

第 1 種土地利用計画は都市内のいくつかの区域別計画目

標、例えば、区域内別人口配置、農家、工場の立地、等を定めて、都市内の区域別整備目標を明らかにすることである。市街化区域、農振地域等の性格付けの単位をもう少し細かくすると共にその区域の計画目標を明確にする計画といえる。

第2種土地利用計画は第1種土地利用計画を踏まえて、農用地、集落用地等の境界を明確にして行くことをいう。今日の線引きには第1種土地利用計画を踏まえることなく、いきなり第2種土地利用計画を策定しようとする無理があると共に、農用地利用計画に至つては、一筆一筆ごとに計画を定める方式をとるため、計画らしい計画なしに第3種土地利用計画的なものとなり、非常におかしな計画が出来上つてきてている。

第3種土地利用計画になってはじめて、正確な土地利用計画となるのであるが、ある場合には第3種土地利用計画を第1、第2種の土地利用計画を踏まえることなしに立案するため、これも計画論的には矛盾が多い計画となつてきている。これらも合せて改善して行かなくてはならないところであろう。

(4) 都市の土地利用計画の実現

西ドイツの敷地計画（Bebauungsplan）に相当する第3種土地利用計画を今後わが国の都市でも実現していくのはなかなか大変である。しかし、将来の法改正の期待も含めながら、それを実現するには今日的段階でも何らかの土地利用計画実現へ一歩一歩進んで行くことが大切であろう。将来いかに法改正が行なわれても、プランナーが不足すれば計画はただちには実現できないであろうし、今からでも、理想にむけて着実に進む道は現行法の枠の中でも、当該者自身が然るべき自覚をもてば十分用意されているとみてよいからである。

最後にそうした対処の仕方について、若干の私見をまとめておくこととしよう。

- 1) まず、都市の基本構想（地方自治法第2条5項）を踏まえて、住民の総意によって市の基本計画を作成する。この計画には第1種及び第2種の土地利用計画を折り込む。
- 2) 上記第1種土地利用計画では市域内をいくつかの区域に分け、その区域別人口、世帯数、農家数、企業数を定めると共に土地利用種別用地面積を定める。
- 3) 第1種土地利用計画に基づいて、第2種土地利用計画

を都市計画、農振計画にこだわらず立案しておき、これを準法定土地利用計画（住民の町づくり計画）として十分活用する。この計画は都市計画、農振計画の見直し時点に活用し、順次上記計画に変更する。

4) 3) で都市計画、農振計画が変更できないときは、市としての土地利用計画は3) の準法定土地利用計画とし、改政時までの市の土地利用計画の方向は3) の計画によつて誘導する。

5) 更に、都市計画事業、農業構造改善事業、土地改良事業等を通じて、各市内の各種公共的事業を通じて、土地利用計画を3) の土地利用計画に近づける様努力すると共にそれぞれの筆地に係る土地利用計画（第3種）を完成して行く。ここでも、より新しい地域制を工夫し、住民との話し合いで規制を定めて行く。

上記した手順を常に踏まえれば、都市の土地利用計画も順次改善されるであろう。そのためには住民の自主的土地利用計画策定への動きが出ることと住民による正しい土地利用計画への評価が是非とも望まれる。

むすび

都市における土地利用計画は今後もっとも重要な問題で、農業関係者も無関心でいられない。特に、本稿で述べたように、農林業計画を中心に都市の土地利用計画を立案しなくてはならない時代になってきたようである。

ところで、たまたま機会と思い、筆をとったが、舌足らずのまま終つた点、また、多くの暴言もあること、お許し願いたい。なお、本稿は全国農業土木技術連盟近畿支部昭和51年度第2回技術研修会の講演原稿に若干加筆したものである。

引用文献

- 1) 北村貞太郎：都市・農村計画論への道、新都市29(8), 9-16 (1975, 8)
- 2) 北村貞太郎：農村計画と都市計画、都市計画93, 45-52 (1977, 3)
- 3) 北村貞太郎：農村地域制へのアプローチ、農土誌44(3), 152-155 (1976, 3)

過疎のむらの離村動向

藤本信義*

Traits of the Rural Area Rapid Losing in Population

Nobuyoshi FUJIMOTO*

目 次

- I はじめに
- II 小地域を対象とする人口流出要因分析の必要性
- III 人口流出要因の求め方
- IV 山形県飯豊町の人口動向
- V 中津川地区(旧村)の人口動向
- VI 離村要因の把握
- VII 離村要因による中津川地区の今後の離村推定
- VIII おわりに

Contents

- I Preface
- II Necessity of analysis on population decrease in a small community
- III Method of research on population decrease
- IV Traits of the population in IIDE-MACHI (Municipality)
- V Traits of the population in NAKATSUGAWA (Community)
- VI Analysis on the causes of population decrease
- VII Estimation of the future population in NAKATSUGAWA
- VIII Conclusions

Abstract

In recent 15 years, the drastic urbanisation raised by the economic development which has never been experienced, decreased the population of rural society.

This research regards as the tendency of rural areas declined by rapid population decrease.

Population deduction has been applied to each municipality, but it is too gross to study population trend of the smaller community. In addition, it is fundamentally rough as for the application to sparsely populated areas. This report presents a method of population deduction, focussed in the dynamism of one community, some of which a rural municipality is composed.

The method means: 1. difficulties of the community life appear in the intention of inhabitants which they are so embarrassed that they are cornered to the choice of their settlements. Consequently, we must distinguish between their intents to settle and to move by the consciousness study.

2. But, as their intents should not be stable, we have to research more objective situation than that. To attain it, we have analysed the census and interviewed some of representatives of the community.

We have got many effective information with the result that the way of their emigration to another settlement may be prescribed by both specific and general causes.

* 東京工業大学工学部, Faculty of Eng., Tokyo Institute of Technology

過疎のむらの離村動向

藤本信義

I はじめに

昭和40年代、いわゆる高度経済成長期の国土は、新全國総合開発計画や列島改造論にみられる如く、全国的な都市化が急速に進行し、かつ大規模工業地域の開発、交通幹線網のネットワーク開発、情報管理システムの中央集中等によって大きな変貌を遂げた。

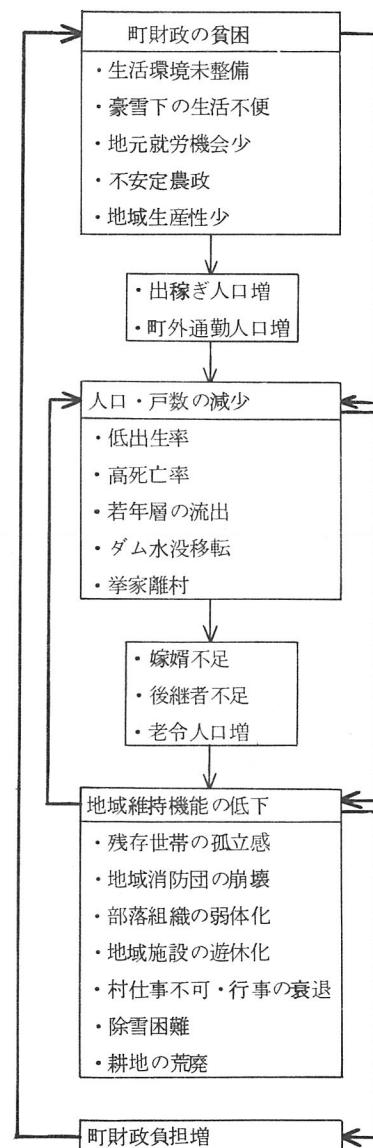
そうした都市、工業の大量の労働力は、いうまでもなく農村から吸収された。農村サイドからは過密の一方の極としての過疎問題が大きくクローズアップされ、〈村の崩壊〉がしきりに呼ばれるようになる。

40年代後半から50年代にかけての経済的不況は、一方でこの大がかりな民族移動を鎮静させ、人口の都市集中は地方都市の人口増をもたらしながらも、幾分緩和されたといえる。だが、たしかに国土レベルのマクロな観点からはそのようにみえても、40年代に集落移転を余儀なくされたような山間地域では、依然として人口流出は続いているのが現実であり、不況のために出稼ぎの途さえ閉ざされることによって、今後もその傾向は続くことが予想される。昭和51年版「過疎対策の現況」(国土庁)によると、過疎地域の人口は減少率は次第に鈍化しつつあるものの、51年と前年との比較では若干高まっていること、また51年に追加された過疎町村(51団体あり、北海道および東北が多い)は、既存の過疎市町村のような人口減少の鈍化傾向とは対照的な激減ぶりを示していることなどが指摘されている。過疎問題は決して解消していない。

今まで〈過疎〉に関する著作や論文は多く出されているので、〈過疎とは何か〉について、ここで改めてふれる必要はないと思われるが、特に人口が減少していることから生じる(或いはそれが結果となる)さまざまな地域社会の問題をまとめて図示すると次のようになろう(図-1)。

大きな流れとしては、基本的に市町村財政の貧困が人口

図-1 人口流出問題のモデル



・戸数の減少をもたらし、それが主因となって地域社会の維持機能が低下する。それまで地域社会が自から維持してきた諸機能を行政サイドで肩代りしなければならなくなるとともに、電気、上水道、道路管理など行政サービスも、残存する地域住民にとっては不可欠であるために、住民1人当たりの財政負担は増大する。地域維持機能の低下が人口・戸数減に拍車をかけ、また財政負担増によって、市町村はますます窮屈状況に追い込まれるという悪循環が生じる。

地域社会衰退の原因でも結果でもある人口・戸数減少の実態をきめ細かく把握し、今後の動向を求めることは、逆に当の地域社会甦生のための手段を明らかにすることにつながる。本研究はこの視点に立って、ひとつのむら（旧村）の人口・戸数減少の実態と予測を個々の住民の生活実態と意向の積み上げによっておこなつたものである。

Ⅱ 小地域を対象とする

人口流出要因分析の必要性

市町村単位の人口予測は、年令階層別の残留率を用いて、そのトレンドをみると多い。人口変動が比較的安定しているところでも、もともと人口規模の小さい市町村では、例えば農村工業導入や多目的ダム建設などの経済・社会変化が人口変動に大きな影響をもたらす。まして、市町村内の中地域の人口変動を予測しようとすれば、このようなラフな推計のしかたはあまり意味をもたない。

ではなぜ小地域の人口変動を問題とするのか。集落移転という現実の政策にみるとおり、過疎に悩む市町村もその行政区画全体が一律に人口減をきたしているとは限らない。その中心部にあたるところは現状維持か減っていても僅かであろうし、或いはわずかに増加している例も割と多くみられる。問題が大きいのは中心部から離れた集落、集落群である。

昭和30年代初期の市町村合併によって、行政区画は非常に拡がった。5年間の人口減少率が10%までいかないために過疎法の適用を受けない市町村でも、旧村単位にとれば10%以上の減少を示している地域はもっと多くなる。現実の地域人口の減り方はこのような状況にあるという理由がひとつ。

もうひとつは、中心部から離れた小地域の減少のしかたが激しいことから、残存する世帯の地域生活もまた維持困難となることである。「過疎地域は、そこが経済的に成り

立たないから離村するのであって、経済的にはむしろ過密地域だとみることができる。いわば間引きによって、その地域に見合う人口が残ればよい。」という論理がある。この論の根本的な誤りは、地域社会を成立させる人々の社会関係への視座を欠落させていることであって、経済の論理だけで地域をみることの落し穴である。「1haの農地を所有する農家が離村すれば、自分の農地がそれだけ増えて好都合」と考えるのは、あまりに単純な発想である。それは、前項の人口問題のモデル図にも示したとおりである。

個々の世帯の生活と、市町村としての全体的なまとまりとは直結していない。その間には組・班、常会、区、大字、旧村等々の生活・生産のまとまりの枠が重層的に介在している。市町村単位では過疎になつていなくとも、それら小地域における人口・戸数の急激があれば、その地域社会全体が影響を受ける。その代替機能を市町村という行政の大枠で果すことはむずかしい。

過疎のひき起す諸問題の解消を、まず小地域甦生からはじめなければならない。そのために、ひとつの小地域の人口・戸数の動きを詳細に追って、離村の一般的要因と特殊要因を求め、当該地域の人口・戸数予測を行うことにより、地域甦生の基礎的知見を得るのが本研究の目的である。

Ⅲ 人口流出要因の求め方

3-1 研究方法

第1段階：過去10年間のダム建設による移転以外の離村世帯の実態を知ることと合わせて、離村意向調査結果および部落の将来に関する意識調査結果を土台に、何が原因でむらを離れるかという指標を求め、離村の一般要因の仮説をたてる。

第2段階：一般要因の設定により、離れたい、離れたくないといった主観的意向に頼らず、客観的条件でみることのできる指標を軸に、小地域（旧村）全体の離村を推定する。推定に際し、部落単位にその代表者ヒヤリングをおこない、近い将来離村が予測される世帯の実態を把握し、離村的一般要因と特殊要因を区分する。

第3段階：離村要因による離村の緊急度を設定する。

第4段階：緊急度による離村世帯数・離村人口を予測する。

3-2 調査概要

1) 調査対象：豪雪過疎農山村である山形県飯豊町の中津川地区（旧村）を対象とする。当地区は飯豊町の中でも

特に積雪が多く（3m以上），生活・生産の両条件とも厳しい。昭和45年にダム建設による水没予定世帯が離村して，人口が急減した地区である。

2) 調査概要

- ・ 離村意向調査（町全域を対象）：調査時期昭和48年8月，調査対象780戸，有効票460戸
- ・ 部落の将来に関する意向調査（中津川全城を対象）：調査時期昭和49年10月，調査対象18才以上悉皆アンケート，配布数955票，有効票774票
- ・ 過去10年間における離村世帯の実態調査（中津川全城を対象）：調査時期昭和51年秋，部落長インタビュー，調査対象32戸
- ・ ここ1～2年のうちに離村が確実視されている世帯の実態調査：調査時期昭和51年，対象26戸
- ・ 昭和50年度国勢調査および農家経営調査による世帯属性分析（中津川全世帯を対象）。

IV 山形県飯豊町の人口動向

飯豊町の昭和50年10月現在（国勢調査）の人口は，10,764人で5年前と比較すると11.2%減少している。昭和45年現在の男女別人口は，全体で女子が5.3%男子を上まわっている。年令階層別では，全体的な傾向としては男子が上まわっているが，15～19才の間は女子がやや多く，高卒後の男子の流出が大きい。45才以上になると女子が多くなり，人口の女性化がみられる。年令階層別人口比率を山形県と比較すると表一の如くである。20才台の比率は，本町は県下44市町村中41位で，とりわけ若年層の流出が激しいといえる。19才までの比率は県全体とさほど変わらないが，40才以上は県より多い。

表一 年令層別人口比率

	(%) S. 45							
才	~14	~19	~29	~39	~49	~59	~64	65~
山形	23.5	9.4	14.0	14.8	14.9	10.5	4.4	8.5
飯豊	22.7	9.5	10.8	13.9	17.5	11.5	4.9	9.1

老令化指数は40.0で県の32.1よりかなり高く，老令化が進んでいることを示している。

大正9年から昭和50年までの人口推移を，表二に示す。昭和30年頃までは増加したものの，山間部における

表二 人口の推移

	飯 豊 町	中 津 川	全町に占める割合
大正 9	13,823	2,356	17.0 %
昭和 25	16,796	3,209	19.1
30		3,272	
35	15,478	2,930	18.9
37	14,538		
38	14,309	2,744	19.2
39	14,031	2,639	18.8
40	13,817	2,479	17.9
41	13,518	2,436	18.0
42	13,328		
43	13,099		
44	12,880		
45	12,129	2,073	17.1
46	11,402	1,772	15.5
47	10,984	1,562	14.2
48		1,458	
49	10,989	1,391	12.7
50	10,764	1,330	12.4

燃料革命の影響そして高度経済成長政策の推進による人口移動のため，その後人口は減少一方となった。人口減少率は表三の如くであるが，昭和40年から45年にかけて12.2%で，山形県44市町村中第4位という高率である。県全体の減少率はS.40/S.35で4.4%，S.45/S.40で3.0%，S.50/S.45で0.4%と徐々に少くなつておらず，全国的な人口移動が緩和されつつある状況を反映しているが，本町はダム建設による挙家離村が加わっており，大きな減少率を示している。

表三 人口増減率

	S35 / 30	40 / 35	45 / 40	50 / 45
飯豊町		% — 10.7	— 12.2	— 11.2
中津川	— 10.5	— 15.4	— 16.4	— 35.8
山形県	— 2.5	— 4.4	— 3.0	— 0.4

昭和35年から45年にかけての年令階層別人口の推移を、全国および過疎市町村と比較したのが表-4である。

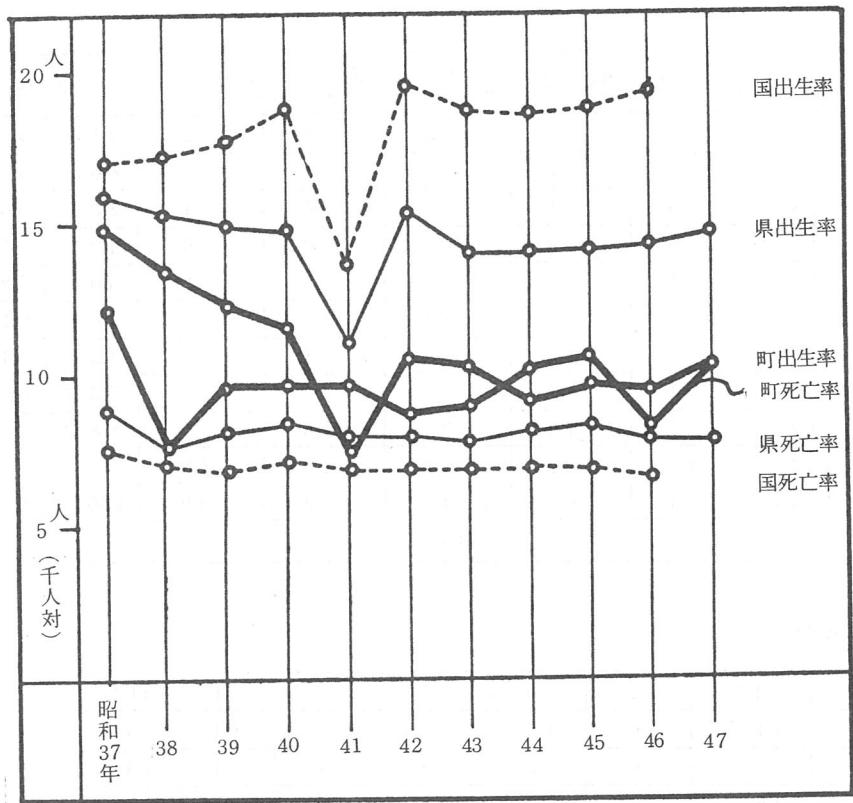
表-4 年令層別人口推移
S.45/S.35

	0~14才	15~64才	65才以上
全 国	-11.8 %	18.8 %	37.1 %
過疎市町村	-45.0	-17.0	15.0
飯豊町	-15.8	-15.8	7.5

全国的に老令化は進んでいるが、特に注目されているのは過疎市町村の0~14才階層の激減ぶりである。本町は過疎市町村の中では、人口構成の変化はまだ極端な老令化に傾いていない。

図-2に昭和35年~47年の出生数、死亡数を示した。ひのえうまの41年および44、45の両年は死亡率が出生率を上まわり、社会人口の減少だけでなく、自然人口減が相当の比重を占めている。

図-2 出生数・死亡数の推移



V 中津川地区の人口動向

中津川地区の昭和50年現在の人口（国勢調査）は、1,330人（319戸）で、昭和30年の地区人口を100とした場合、50年には40.6と減少率59.4%という激減ぶりである。30年から45年の15年間は減少が緩慢であるが、45年以降ダム建設による水没移転のため、30

年を100とする48年の世帯数は70となった。白川ダム（最上川支流）は当地区14大字のうち中心性の高い3大字を水没させ、水没移転戸数139戸、人口706人に及び、移転前の戸数・人口の約3分の1が離村した。

VI 離村要因の把握

6-1 離村意向調査結果の要約

調査結果を表-5に示す。有効回答のうち3割の138戸が程度の差はある離村を考えている。地区別にみると、積雪が多く町の中心部から離れている山場の地区ほど、離村の意向は強い。とりわけ中津川地区は強い。

家族構成別では、各世代にまたがる複合家族のほうが離村意向は低くなり、出にくい条件のひとつとなっている。専兼別では農業依存度の低いほど離村意向は強い。

即ち離村の意向は、生活・生産条件の厳しい山場に居住し、農業依存度が低く土地から離れやすい条件にあり、かつ家族構成も単純な(少人数の)世帯ほど強くなるといえる。

表-5 離村意向調査結果

① 部落別

	考えたこと もない	近々引越す	将来引越す	あてはないが 考えている	引越ししたいが 引越せない	まよっている	合 計	解 答 率
中	33	0	2	2	2	2	41戸	55.4%
萩生	52	2	7	4	0	1	66戸	52.8%
黒沢	23	0	1		0	1	28戸	50.0%
椿	43	0	2	4	0	0	49戸	51.0%
高峰	20	1	0	4	3	2	30戸	58.8%
手の子	37	0	3	10	0	0	50戸	61.0%
小白川	32	0	3	5	1	1	42戸	71.2%
添川	50	1	1	5	6	3	66戸	55.9%
中津川	32	7	10	25	6	8	88戸	73.9%
	322	11	29	62	18	18		
全 町	(70.0)	(2.4)	(6.3)	(13.5)	(3.9)	(3.9)	460戸	59.0%
				(30.0)				

② 家族型別

C	12	2	2	7	2	1	26戸
CK	115	6	17	35	9	11	193戸
C'C	10	0	2	0	1	1	14戸
C'CK	169	3	6	18	5	4	205戸
C''C'C	0	0	0	0	0	0	0戸
C''C'CK	12	0	0	0	1	1	14戸
不 明	4	0	2	2	0	0	8戸
	322	11	29	62	18	18	
全 町	(70.0)	(2.4)	(6.3)	(13.5)	(3.9)	(3.9)	460戸
				(30.0)			

C:夫婦のみ、 CK 夫婦と子供、 C'C 夫婦2組のみ

C'CK 2組の夫婦と子供、 C''C'CK 3組の夫婦と子供

(いずれの場合も夫婦の一方を欠くものを含む)

(3) 耕地規模別

	考えたこと もない	近々引越す	将来引越す	あてはないが 考えている	引越したいが 引越せない	まよっている	合 計
~ 29 (a)	20	0	3	8	4	3	38(戸)
30~ 49	29	0	1	7	1	1	39
50~ 99	66	6	8	14	5	5	104
100~149	53	2	3	12	0	2	69
150~199	37	0		0	1	0	39
200~249	25	0	0	1	0	0	26
250~299	14	0	0	0	0	1	15
300~499	5	0	0	1	1	0	7
非農家と不明	73	3	13	22	6	6	123
全 町	322 (70.0)	11 (2.4)	29 (6.3)	62 (13.5)	18 (3.9)	18 (3.9)	460
				(30.0)			

(4) 専 兼 別

専 業	17	0	0	0	0	0
第一兼	143	3	8	22	5	4
第二兼	81	5	7	18	7	8
非 農 家	74	3	14	22	5	6
不 明	7	0	0	0	1	0
全 町	322 (70.0)	11 (2.4)	29 (6.3)	62 (13.5)	18 (3.9)	(3.9)
				(30.0)		

6-2 部落の将来に関する意向調査結果の要約

地区全体の傾向(図-3)は、「中津川拠点改善・部落までの道路整備」、「制度保障による現状維持」、「他産業導入」が圧倒的に多く、現状判断を含んだうえでの「農林業積極開発」が次いでいる。

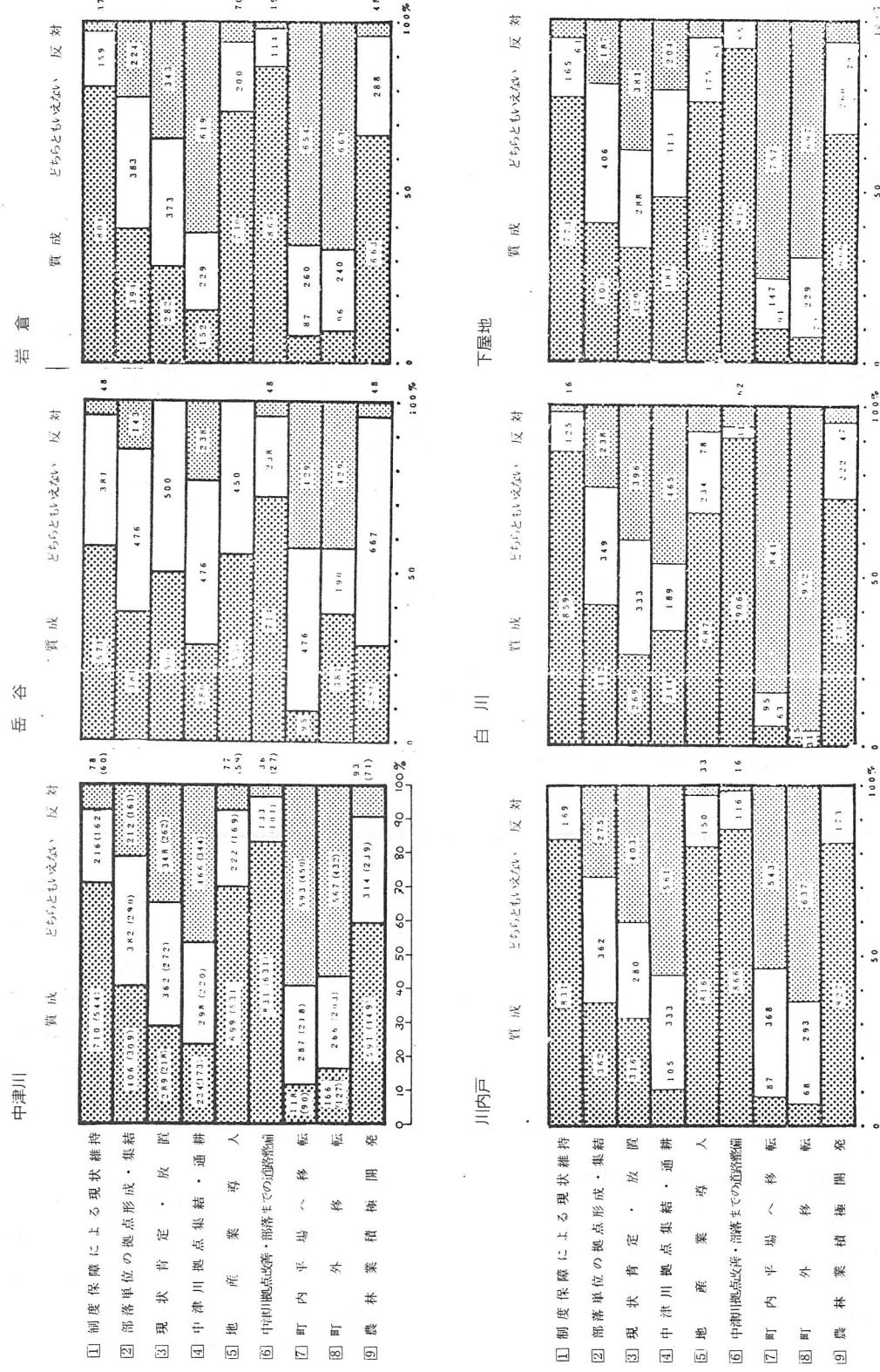
生活基盤整備については、住居を移動する方法よりも、道路整備によって住環境の整備をはかっていこうとする意向が強い。

「部落単位の拠点形成・集結」、「現状肯定放置」、「中津川拠点集結・通耕」に関して態度保留者が多いことは、中津川地区が現在抱えている問題に対して何らかの打開策が必要であることを認めながらも、具体的にはつきりと決めかねている状況を表わしているよう。

次に部落別の傾向を考察する。

- ① 最も形態的に部落がまとまっており、農業依存度がかなり高い川内戸は、「他産業導入」、「農林業積極開発」の賛成が地区で最も高く、居住は現在のままにしておいて、産業の振興をはかっていこうとする意向が強い。
- ② 同傾向は遅谷にもみられるが、一方で「部落単位の拠点形成・集結」、「現状肯定放置」の賛成も多いという矛盾を示している。ただ集落の立地条件は川内戸と違い、散在集落で県道からかなり入ったところにあることが背景にあると思われる。
- ③ 地区で最も大きな部落で比較的まとまりのある岩倉地区では「制度保障による現状維持」の賛成がやや高いが、中心部から離れているためか「部落の集結・移動」に関して地区全体より若干反対が多い。
- ④ 農業依存度も高く後継者のいる家も多いが、現在町外

図-3 部落の将来に関する意向調査結果

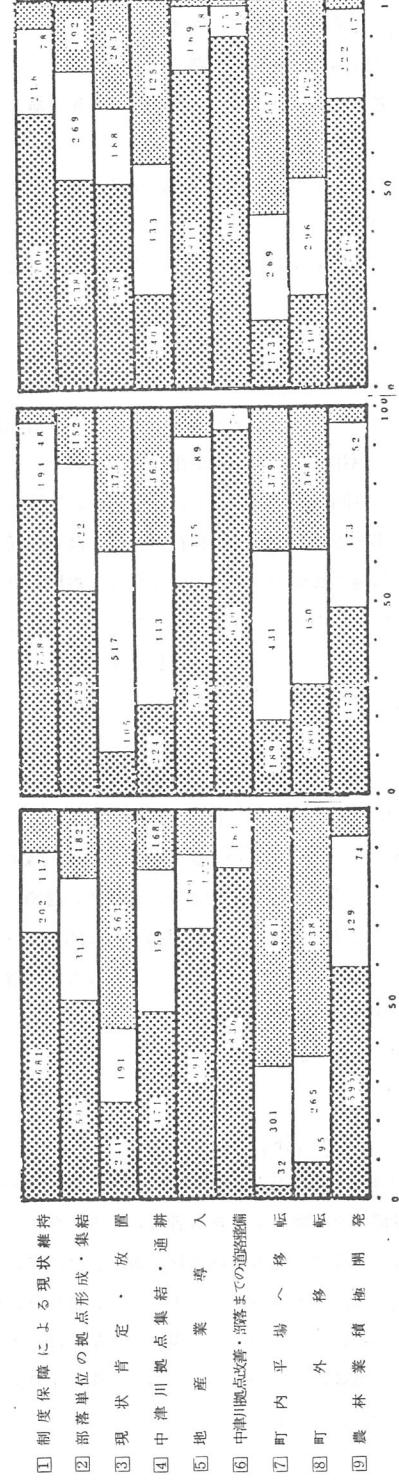


上原

広河原

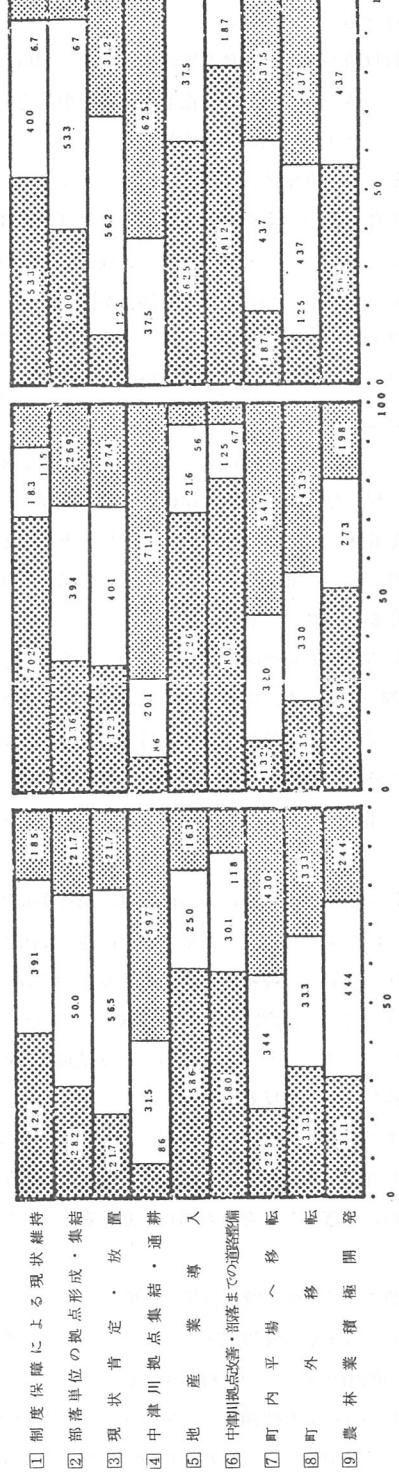
連谷

宇津津 質成 どちらともいえない、反対



小屋

数 質成 どちらともいえない、反対



- に子供が住んでいる割合が高く、夫婦のみの家が多い宇津沢では、総じて「どちらともいえない」が多く、積極的な意見をもっていない。
- ⑤ 多人数世帯が多く、部落が地区中心に近い白川は態度表明がはっきりしており、今後も当地区で生活を切り開いていこうとする意向がかなり強い。
- ⑥ 中心部にある下屋地は、現状肯定的な考えが強く、産業基盤を整備しつつ道路整備を進めていけば部落は住みよくなるとする。また地区全体では賛成の少い「中津川拠点集結・通耕」については、当部落が拠点であり住居移動を伴わないこと、集結のメリットを享受できるとの予測イメージからか、地区全体の賛成率23.4%に対し48.1%と、地区最高を示している。
- ⑦ 同じ中心部にある上原は30才代、40才代が多く、町外に子供が住んでいる割合は低いが、非農家が多いいためか産業振興にはさほど積極的ではない。下屋地と同じ立地条件から、「部落単位の拠点形成・集結」、「中津川拠点集結・通耕」の賛成率は他部落に比して高い。
- ⑧ 農業依存度の高い地区では、全般的に「農林業積極開発」の割合が高いが、中心部から孤立した小屋、広河原は反対が多いことが注目される。白川ダム建設のあおりを受けた広河原は町外移転、町内平場移転ともに賛成が地区で一番多く、全般的に消極的で計画の緊急性をもっている。
- ⑨ 小学校分校も休校状態にある岳谷は、現在年間通して部落に居住しているのは3世帯のみで、他は夏山冬里方式で居住している。現状肯定放置が50%の賛成率で、遅谷に次いでいる。地区への関心は弱まっている。
- ⑩ ダム移転によって、33戸から4戸に激減した数馬は部落の移動に関して反対の意向が強い。
- 以上をまとめると、地区の中心部により近く、家族員数が多く、町外に子供が住んでいる割合が低く、農業依存度が比較的高い部落ほど将来への関心も高く安定しているといえる。
- ### 6-3 過去10年間の離村世帯の実態
- まず、昭和41年以降当地区から転出した世帯（町内の他地区への転出を含む）の離村前後の状況を8部落の部落長インタビューにより把握する。情報を得ることのできた世帯数は32例であった。なお、世帯の家族型を示すインデックスは次のとおりである。
- C_{40}^{42} : 夫婦、夫42才、妻40才（離村当時の年令である。
不明の場合は○印で示す。以下同じ）
- K_{m6f4} : 子供、男6才、女4才
- C'_{66} : 老夫婦のうち夫死（離）別、妻66才
- C''_{80} : 老夫婦の一世代上の夫婦のうち夫死（離）別、妻80才
- F_{35} : 傍系の家族または単身者、女35才。例えば世帯主の妹。
- M_{20} : 傍系の家族または単身者、男20才。例えば世帯主の弟。
- No. 1 $C^{43}K_{f8m4}$
昭和48年離村。自分の農地は全くなく、借地農業をしていた。昭和42年の羽越豪雨による水害で、住宅浸水。世帯主は3回の離婚歴があり、父子家庭。生活もきびしく生活保護を受けていた。離村後、世帯主は姉夫婦のいる川崎市で飯場の飯炊をしている。長女は2番目の妻の実家（中津川地区内）に引きとられたが、ダム水没移転にかかり現在は南陽市にいる。長男は世帯主の妹の家（米沢）に引きとられた。
- No. 2 $C'_{74} C^{30}F_{28}$ (C^{30} のみ離村)
耕地は1ha程あった。世帯主は結婚に失敗し、今後近くでは嫁をみつけられないと思った。かつての嫁の実家は世帯主の長兄の娘の嫁ぎ先であり、世帯主の離婚のためにその娘（ F_{28} ）も離縁された。世帯主のみ昭和49年に離村しているが、いずれ戻ってくるかも知れない。離村先は米沢で、米沢にいる姉の世話をアパート暮らしをしている。現在、電気会社の販売員。
- No. 3 $C'_{66} C^{50}_{40} K_{f18}$
農地は1.4haほどあったものの、子供は娘ばかりでそれぞれ就職のため離村し、後継者はいなかった。昭和49年11月、長女のいる米沢へ離村。新住居は、甥が市営分譲地に当たり、それをゆずつもらつた。資金は、住宅、宅地および農地の売却で得た。現在、世帯主は土木工事関係、妻は弱電関係の工場で働いているが、年に10回位山菜採りに中津川にやつてくる。

No. 4 M₇₀C₅₆⁵⁴ (M は母の弟)

世帯主は離村時（昭和48年）以前より、町内平場（車で30分程）に単身就労しており、子供もサラリーマンにしたい意向であったため離村を考えていた。1ha程の耕地の半分は貸しており、残りは妻が耕していた。冬期は平場へ降りて夫のもとで生活。昭和48年、全員平場の職員住宅へ転居。その後、山形県神町に土地を買い（弟がいる）、これから住宅を建てようとしていた際に世帯主が死亡、計画はくずれた。妻は地区内の実家に戻っている。

No. 5 C₄₀⁴⁰K_f○f○f○f○

12, 3年前に離村。当農地は全くなく、世帯主は消防署の運転手をしていた。子供は小学生の娘が4人で、生活は苦しかった。住宅を売って広島へ離村し、その後東京へ移つたらしい。

No. 6 C₃₈⁴⁰K_{f11m7}

農地なし。日雇いで生計をたてていた。昭和50年10月に住宅を売り転出。町内平場に、建築後3~4年の家を親戚から譲り受けた。職業は今も日雇いである。

No. 7 C⁶⁶C₃₇³⁹K_m○f○f11

昭和44年10月離村。かなり財産はあったが、売り払い、現在は東京都足立区で借家住まい。夫婦共会社員。世帯主は中津川では土建業であった。住宅は解体した。

No. 8 C⁸⁰C₆₈⁷⁰C₄₅⁴⁷K_{f28}

昭和47年川西町へ離村。中津川では1.5ha程の農地があり、山林もあったが子供は娘ばかり、長女は小学校教員（F₂₈）で、次女は米沢に勤めていた。1haの山林を残し、あとは全て売却。新住居は同じ地区内の離村した人の家を買い、それを解体して利用。土地購入後移築した。現在世帯主は建築会社の社員、妻は養老院のパートをやっている。今でも、山菜採りや親戚の家に遊びにくる。

No. 9 C₄₂⁴⁸M₈

昭和49年11月川西町へ離村。中津川に0.5ha、川西に0.3ha農地をもっており、離村後通耕先が逆転した。世帯主は農業のかたわら屋根葺業をし、妻は裁縫で生計を立てている。離村後も同様。新住居は購入。前住宅もそのまま

まにしてある。M₈は弟（死亡）の子供である。

No. 10 C₅₀⁵²K_{f18}

昭和45年埼玉県に離村。当地4人の子供は既に東京に出ていた。農地はなく、夫婦とも日雇いをしていたが、老後の不安もあり子供を頼ることになった。離村先では、夫婦とも釣堀の小屋番をしていたが、46年に世帯主が死亡。49年に新築し家族は長男夫婦、三男と同居している。親戚がいるため現在1~2回中津川にくる。

No. 11 C₄₃⁴⁵K_{f14}

羽越豪雨により耕地（0.7ha）が被災。昭和43年10月、長女の中学卒業年に神奈川へ転居。それ以前に長男は東京に出ていた。後継者はなかった。現在夫婦とも会社員。住宅、農地とも売却。

No. 12 C_{m15}⁵⁵K_{m15}

昭和47年3月離村。父子家庭で日雇いをしていた。農地はなく、家も借家であった。長男が既に就職しており、次男（K_{m15}）も中学校卒業と同時に兄と同会社に入社。その頃、長男もある程度安定した生活ができるようになり、親子3人で会社の社宅に同居するようになった。

No. 13 C₅₅⁵⁷K_f○

昭和41年離村。旧家で財産もあったが、既に4人の子供は離村していた。農業後継者がいない。農地を売り、新住居は建売りを購入。世帯主は離村先（南陽市）で転職をくり返している。

No. 14 C₅₃⁶¹

長男は米沢市で会社員をしている。夫婦で0.3ha程の農地を耕していた。米沢に新築住宅。世帯主は当地区を離れたくないと思っていた。

No. 15 C₄₇⁴⁸

昭和48年米沢へ転出。農地は飯米程度（0.3ha）で、山仕事をしていた。長女は既に米沢に出ており、そこで婿をもらつた。住宅は売却、住宅ローンにより新しく購入。墓参で年5~6回は戻っている。

No. 16 C₄₁

昭和 48 年春、高崎市へ。同年夫は死亡、長男は山形、次男は高崎へ離村しており、ひとり暮しであった。住宅はとりこわし、農地 (0.2 ha) は休耕している。現在アパート暮しで、着物の仕立てをしている。中津川へは兄の家があるので、年に 5 ~ 6 回帰つてくる。

No. 17 C₄₃⁴⁷

昭和 50 年 5 月米沢へ転出。子供は女子のみで既に米沢へ就職していた。(f23, f21)。農地 (0.5 ha) は売却。農業のかたわら山仕事や出稼ぎをしていた。現在は農業をやめて、山仕事と出稼ぎで生計をたてている。前住宅はそのままになっている。離村先の土地は、子供が米沢へ出た年に買っておいた。

No. 18 C'₇₇⁷⁹ C₄₃⁴⁷ K_{m12} (C'₇₇⁷⁹ は残留)

昭和 44 年南陽市へ離村。農地 (0.8 ha) は売却、住宅は年 2 ~ 3 回管理している。世帯主は婿で義父、義母と仲が悪く彼らを置いて離村した。その後 49 年に 2 人は養老院へ入った。新住居は借家。農業はやっていないが、職業は不明。妻が会社に勤めている。

No. 19 C'₅₂⁵² C₃₆⁴⁰ K_{f14 m11} (世帯主は C'₅₂⁵² で C⁴⁰ は養子)

昭和 42 年米沢市へ転出。農地 0.6 ha であるが本業は大工。長男 (C⁴⁰) と山仕事もしていた。離村 2 年前に財産を処分、離村時に土地を購入、住宅を新築した。米沢でも大工の棟梁。農地は今も妻が時々来て耕す。住宅の管理を実家に頼んである。

No. 20 C'₅₅³⁷ C₃₃

昭和 46 年に父が死亡。翌 47 年結婚してすぐに川西町へ転出。住宅は売却、農地は母の実家に貸してある。現在夫婦とも会社員。

No. 21 C₄₉⁵³

昭和 48 年米沢へ転出。すでに長男、次男、長女 (23 才) が米沢で就職、結婚していた。農地 (0.6 ha) は飯米程度を今も作っており、あとは休耕している。新住宅は購入、長男夫婦と同居している。世帯主は通年出稼ぎである。

No. 22 C₄₆⁴⁷ K_{m14}

昭和 47 年神奈川へ転出。長男 (当時 17 才) が先に就職していた。農地 (0.5 ha) は現在休耕。現在夫は出稼ぎ、妻は飯場で賄婦をしてそこに居住している。住宅は年 1 回戻り管理。

No. 23 C_○⁶⁵

昭和 48 年静岡 (長男の就職先) へ転出。農地は徐々に売却、自分で農業はやっていなかった。離村時 0.3 ha あったが売却した。当時 4 人の子供は既に離村していた。現在長男夫婦の社宅に同居し、日雇いをしている。住宅は解体した。

No. 24 C_○⁴⁹ K_{f○f11}

昭和 49 年 4 月離村。後妻。子供 3 人のうち先妻の長男、長女、後妻の子が小学校 5 年であった。先妻の長男は中卒で勤めに出た。世帯主は静岡の織維会社に就職したが、不況のために 50 年 5 月長井市の知人を頼ってきた。知人は建築業をやっている。田は本家から 0.3 ha 借地していたが、今は休耕。前住宅は雪でつぶれた。

No. 25 C_○' C_○⁴⁰ K_{m○}

昭和 48 年 1 月離村。当時は木材運搬の仕事をしていた。47 年に米沢に家を建て、長女を米沢の中学にやっていた。今は運送会社で車の運転をしている。妻は日用品を車で販売。農地なし。父は部落で水車による製材をしていた。前住宅は雪で倒壊。

No. 26 C_○⁴¹ K_{f○f○}

昭和 49 年 1 月離村。町内平場の公営住宅に入った。妻は病弱。長女 (中学)、次女 (小学) の 4 人。世帯主は婿。原石山の補償で 200 万 ~ 300 万円は入った (推測)。田は 1 ha 妻の姉にゆずった。現在、世帯主は工務店に勤めている。

No. 27 C_○⁴⁶

昭和 49 年秋離村。1 人娘は米沢の中学校にやり下宿させていた。田を 0.4 ha もつていたが、原石山にかかり 300 万円程の補償金をもらった。部落では製材の日雇い、現在は米沢の土建会社に勤めている。50 年に住宅新築。

No. 28 C_○⁵³ K (2 ~ 3 人)

昭和 49 年 1 月離村。長男と長女は既に米沢に就職していた。妻の兄弟も米沢。世帯主は開拓入植で日雇い。田はない。現在は米沢でアパート住まい、建設会社に勤めている。

No. 29 C_○⁵⁰ K (不明)

昭和 49 年秋離村。子供 4 ~ 5 人。長男は横浜へ転出。現在町内平場の公営住宅に住む。世帯主は脳いつ血で半身不随のため生活保護を受けている。当時田は 0.2 ha, 妻が耕作していた。

No. 30 C_○ C_○ 8

昭和 49 年長井市へ転出。長男は長井高校で母の妹のところへ下宿している。次男は米沢の置賜農業高校。田は 0.8 ha であったが現在貸している。原石山による補償 850 万円。

No. 31 C_○ ○ C_○⁴⁶

昭和 49 年 6 ~ 7 月町内平場に転居 (新築住宅) 。長男、長女は長井市に就職していた。世帯主は現在、工務店に勤めている。田 (0.9 ha) は貸している。原石山による補償 1030 万円。

No. 32 C_○⁴⁵

昭和 49 年 11 月米沢へ転出。大工であり非農家。2人の子供は中卒で米沢に就職していた。

以上の実態の傾向をつかむために、離村の動機となつたと思われる条件をあげ、それに該当するものに●印をつけて示したのが、表- 6 である。この表から次のことがいえる。

- ① 離村世帯の家族構成は核家族 (C 型および CK 型) が多く、複合家族 (前記以外) が少い。核家族 7 に対し複合家族 3 の割合である。中津川地区全体の昭和 50 年現在の家族型は核家族 44 %, 複合家族 50 %, 単身者 6 % で複合家族のほうが多い。複合家族のほうが安定していることは、離村意向調査結果と同じようにいえる。
- ② 耕地をもっていないが、持っていても 0.5 ha 未満の零細農家が半数を占めている。0.5 ha 以上もっていても、世帯主が農業外の仕事に従事していれば離村につながる。

因みに中津川地区の 1 農家あたり耕地面積は 1.0 ha である。

③ 子供を先に離村させておいて、あとから親がそこへ行くというケースが 4 割を占める。転出先に子供が居住している 1 3 世帯のうち 1 1 世帯が核家族である。子供全部か (C 型), 年長の子供 (CK 型) を先に出していくことである。子供の義務教育年限も離村時期のポイントになっている。

④ 所有耕地が少く、農業を続けていくだけの見通しがないことが要因になるだけでなく、耕地が 1 ha 以上ある場合でも、農業の後継者がいないのが殆どである。特に子供が女子だけの世帯は、他の要因との複合によって離村が早められる。

⑤ 世帯主が農業外の仕事に従事している場合は、所有耕地があっても離村の条件になる。日雇い、山菜採取、山仕事、出稼ぎなど定職とはいえない難い仕事の他、手に職をもっている職業 (大工) をもつてると外部との接触も多く、離村しやすくなるといえる。

⑥ ダム建設に係る原石山の補償で、思わぬ金が入ることによって、離村意向に拍車がかけられる。4 例のうち 2 例 (No. 26, 27) は離村に傾くような他の条件と複合して出ているが、他の 2 例 (No. 30, 31) は子供が欠落しているものの、補償金を得たことがほぼ単独で効いている。離村先も子供のところではない。

⑦ 家庭の内部事情も離村要因としては大きい。家族員が病弱 (とくに世帯主、あるいは配偶者) か、死亡した時点、母子・父子家庭、配偶者と死別・離別した単身者世帯、離婚経験と家庭内の不和などの条件下にある例が 4 割を占めている。

⑧ 全体にいくつかの条件が複合して離村に踏み切る例が圧倒的に多いといえよう。

次に離村後の生活をみると、離村後も農業を営んでいる例は 2 世帯と極めて少い。就業状況は会社員、大工、販売員、土建業等一応安定していると思われる世帯が半数を占めるが、日雇い、小屋番、出稼ぎ等の不安定雇用の世帯が 6 例ある。土建業の中には臨時雇い的なものも含まれている可能性があり、それを合わせると不安定雇用の世帯はさらに多くなる。離村前に職人など技術をもっていた人は、離村先で比較的容易に職業が得られるということがあり、離村が早く実現している。

また、離村先に事情が明るいこと — 町外通勤者、出稼

表-6 昭和41年以降離村世帯の実態

		部落名												原河広屋星												計								
		世帯番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
家族型	C																																	
"	C K	●																															●	10
"	C' C or C'' C'		●																														12	
"	C' CK or C''' C' CK			●																												4		
所有耕地 0.5 ha 未満	●				●																											6		
" 1.0 ha 以上		●			●																										17			
転出先に子供居住			●			●																									8			
子供女子のみ・後継者なし				●																											13			
子供が中学卒業					●																										5			
借地のみ						●																									3			
借家住まい							●																								1			
世帯主が非農業従事		●				●																									13			
家族員が病弱 or 死亡			●				●																							6				
母子・父子家庭・配偶者欠損				●				●																						3				
離婚 or 家庭不和					●				●																					4				
ダム建設関連補償(原石山)																															4			
災害による被災		●																													2			
傍系家族同居			●																												3			
考																																		
備																																		
子供町外居住・補償一千万																																		

ぎ、離村先に縁者がいる——は出やすい条件となる。

離村先は山形県内が圧倒的に多く、特に中津川で町外外出頻度の高い米沢市内が11世帯と最も多い。次いで隣接する川西町、飯豊町内、長井市などっている。その他は関東方面であるが、大半は子供の離村先である。

新住宅については、新築9例、社宅4例、アパート5例で、親戚から譲りうけるという例もある。新築のためにはその建設資金が必要であり、そのためには前住地の農地、住宅を売却したり、あるいは原石山（ロックフィルダムの原石採取用地にかかったもの）の補償金を住宅資金にあてている。

農地の状況は売却（9例）の他、現在でも耕作している（3例）、休耕（4例）、貸している（4例）となっている。

住宅については売却（7例）、放置（4例）、解体（6例）で、その他は現在も時々来て管理している。

部落長インタビューによると、直接離村の原因となるのは、農地を所有していないこと、生活困窮、後継者がおらず夫婦の年令的不安、子供と共に住みたい希望、結婚適令期の子供の配偶者不安、といった一般的な要因の他、水害による被災、所有地が原石山採取用地にかかった、離婚経験があり当地区での再婚が無理であると考えた、肉親との不和という特殊要因も離村を促すことであった。

6-4 離村緊迫世帯の実態

部落の範囲では、離村の意向が全然周囲の住居に知られずに突然出ていくということはまずあり得ない。本人達が町外しなくとも、町外に出ている子供が経済的に安定しつつあるが、町外に土地を求めているか、既に家を建てているかなど、いわば公然の秘密として知られている。個々の部落長インタビューによって得られた離村緊迫世帯の諸条件が、前項で分析した既離村世帯のそれと、どれ程共通性をもつかを調べた。

表-7に離村緊迫、離村確定世帯の実態を示してある。結果は、特殊条件の他は前項と同じような諸条件を確認することとなつた。

6-5 離村要因の把握

過去10年間の離村世帯と離村緊迫世帯の合計58例を対象として、離村要因を考察する。

家族型別では核家族（CK型のみ）は17例である。内11例は耕地0.5ha未満（非農家6例）、結婚適令期にある子供のいる世帯は4例で、その他は義務教育終了前の子

供のいる世帯である。さらに、子供のうち誰かが町外居住というのが6例ある。子供の年令層は中学生、もしくは小学校低学年か入学前であり高学年層は少い。核家族であるために離村後の生活再建はさほど困難をともなわず、親の就労と子供の教育のくぎりにも良い時期であり、中学卒間近の子供のいる世帯では高校入学、就職後も同居できるという考えがある。

父子・母子家庭で労働力が不足し、生活保護に頼らざるを得ない場合も離村は促進される。

非農家または耕地0.5ha未満層が出やすいことは先述した如くであるが、他からの移住者も土地に対する愛着は薄い。

耕地1ha以上の場合は、後継者を除く子供は既に町外に住んでおり、その後継者は結婚適令期を迎えており、嫁の来手がないという状況にある場合、親の年令的不安が加わって離村に傾く。

C型あるいはC' C型の世帯は24例と多い。これは別居人有りに直結し、24例中13例は耕地が0.5ha未満、さらに0.5ha以上所有しているながら農業には従事していない例を含めると15例となる。1ha以上ある場合にも、町外に既に子供が出ていれば、農業はもうあきらめられている。

C'C型は9例、うち5例は0.5ha未満。1ha以上は1例のみである。離村前に同居している子供は全て義務教育終了前で、地区外に子供がいるのは2例である。C'は一方が欠けているほうが多い。（7例/9例）0.5ha以上の4例は、それぞれ別居人有り、大工、通年出稼ぎ、地区外に土地、農地をもつ、建設業従事といった出やすい条件にある。0.5ha未満世帯のうち、1例は別居人あり、4例は後述する特殊要因が複合されている。

C''C' CK型は就学前の子供、町外通勤の条件が複合され、C' CF型は特殊条件のみで離村している。

複合家族の離村は、比較的多い財産の売却か、特殊な要因によって出ることが多く、一般には実現されにくい。

従つてCK型、C or C'C型世帯は、別居人有り、義務教育終了前の子供、結婚適令期の子供という家族的条件と零細な耕地所有という経済的条件の複合された一般要因が離村を多く促しているといえよう。

次に複合家族の特殊要因について述べる。C'CK型世帯のうち5世帯は、いずれも非農家か零細農家であるが、その他の要因が加わっている。親戚と共に離村し、新住居も

表-7 離村緊迫、確実世帯の実態

老人核家庭族			C	C'	C	C'	C	C'	C	C'	母子:父子家庭	結婚適令期	義務教終前	生活保護世帯	移住者	離婚経験	別居人有	非農家	耕地5反未満	貸耕地有	町外通勤者	地区外に土地	県道が買収地	親戚と共に	特殊条件	非常住世帯	非居住世帯	家族型
单身世帯			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上原	1																	●								C'43	C'42	
	2																									C'59	C'38	
	3																									C'44	C'45	
	4																									F'43		
	5																									C'56	C'53	
白川	6																									C'54	C'33	
	7																									C'67	C'30	
連谷	8	●																								C'47		
	9		●																							C'51	K'13	
	10		●																							C'57	K'15	
	11			●																						C'57	C'33	
	12				●																					C'43	C'44	
河	13					●																				C'58	C'48	
	14					●																				C'48		
	15					●																				C'51	C'54	
原	16						●																			C'46	C'47	
	17							●																		C'85	C'47	
	18								●																	C'71	C'35	
小屋	19								●																	C'11	C'12,14	
	20									●																C'69	C'39	
	21										●															C'40	C'14,15	
岩	22										●															C'36	C'27	
	23											●														C'46	C'20	
倉	24											●														C'38	C'1f	
	25												●													C'78	C'57	
下屋	26												●															

親戚と協力して取得するという道連れ型、主婦が勤める下請工場の斡旋で町外に安価で住宅を取得するという厚生型、家庭不和・離婚型などである。

以上より、離村の条件は次のように整理される。

- ① 子供が先に地区外に転出しており、夫婦または夫婦と老親のみが残っている。
- ② 子供のいづれかが地区外に転出しおり、就学前または義務教育終了間近の子供だけが残っている。
- ③ 単身居住している。
- ④ 子供が女子のみであとつぎがない。
- ⑤ 結婚適令期の子供がいる。
- ⑥ 耕地を所有していても、世帯主が農業外の仕事に従事している。
- ⑦ 非農家世帯（特に地区外に仕事をもつている場合）。
- ⑧ 母子家庭または父子家庭。
- ⑨ 家族員に病弱または身体障害者がいる（特に配偶者）。
- ⑩ 所有耕地が0.5ha未満である。
- ⑪ 離婚経験、家庭不和。
- ⑫ 借家または借地（特に他からの移住者）
- ⑬ 住民登録はしてあるが、既に地区内には住んでいない。
- ⑭ 通年出稼ぎ、または冬期以外耕作のためだけに居住。
- ⑮ 既に土地、住宅を地区外に用意するか、現在求めている。
- ⑯ 所有土地がダム建設関連、道路工事等により買収され補償金を得た。

このような条件がいくつか複合し合って、離村の緊急度を高めるといえよう。

VII 離村要因による中津川地区の今後の離村推定

個別離村（緊迫）世帯の事例から、離村の条件はほぼ明らかになつたので、次に地区全体の居住世帯について、農家経営調査（S.50）と国勢調査結果（S.50）をもとに、320戸全部の離村の緊急性をチェックした。緊急性は定量的な尺度化が困難であるが、大きく次のように分けた。

- A 1. 離村がかなり緊迫している世帯。ここ2~3年のうちに出ることがほぼ確実視されている。
- A 2. 現在はさほど緊急性はないが、離村条件に該当する状況にあり、離村可能性がある世帯。
- A 3. 離村はいまのところ考えられないが、将来の家族条件に左右される可能性が大きい世帯。

A 4. 離村は考えられず、将来ともとどまる可能性が強い世帯。

A 5. 判定し難い世帯。

A 6. 単身赴任、公務員等で2~3年毎の転勤があるが、転出、転入の入れ替りで世帯数としての変動はないとみられるもの。

A 7. 国勢調査後（S.50.10）翌年7月までの間に離村してしまった世帯。

判定にあたっての考え方を示す。

A 1は主に部落長インタビューによる緊迫世帯である。A 2は、将来老令化による生活不安のあるC型およびCC'型世帯である。ただし将来後継者が戻ってくることはつきりしている世帯は除いた。

A 3は、農業経営規模が比較的大きく、将来後継者とみなされる子供が地区外に転出しているが、帰村する可能性に左右される世帯、および、所有耕地0.5ha未満でも後継者は残つておらず、嫁次第である世帯、生活困難であつて地区外就労の条件次第である世帯が該当する。

A 5は、0.5~1.0ha程度の耕地を持ち、今後農業を継続することも可能であるが、就学前または小学校低学年の子供をかかえ、夫婦もまだ若く離村後の生活再建もしやすい世帯、間に中学卒業を控える子供をもち、今後の動向が判断しがたい世帯、0.5~1.0ha程度で離村判定の境目にあるが、後継者のいる世帯がこれにあたる。

表-8に判定結果を示す。離村可能性がない世帯（A 4）は全体の40%程度であり、他は緊急性の差があるにせよ条件次第で離村に傾く可能性をもつている。

部落別にみると、山間集落で地区中心から離れている広河原、小屋はA 4の割合が最も低く、次に地区中心から遠い宇津沢、遅谷が続いている。宇津沢は町外に子供が住んでいて夫婦のみという世帯が多くA 2の割合が高い。農業依存度が高く、部落としてのまとまりがある川内戸、岩倉はA 4の割合が高く、離村意向調査結果（6-1）と同様、比較的安定している。農外中心指向ではあるが、中心部に近く、子供のいる世帯の多い白川でもA 4の割合が高い。地区中心部の下屋地、上原は非農家→A 6の判定にあたるものが多く流動的であるが、小屋、広河原のような急減はあまりないとみてよい。

結局、予測される当地区の世帯数変動は、総戸数321戸のうち、国勢調査時点から離村してしまった世帯（A 7）を加えてA 1の緊迫世帯が流出する可能性が強い。計25

戸である。次に A 2, A 3, A 5 のうち何割かが流出するという順になる。三者の合計は 146 戸である。A 2, A 3, A 5 の順に離村の緊急度は低くなるので、その係数を順に 0.3, 0.2, 0.1 と仮定すると $0.3 \times 66 + 0.2 \times 68 + 0.1 \times 12 = 34.6$ となり 35 戸という値が得られる。

結論としては次のように整理できよう。中津川地区の総戸数 321 戸 (S. 50.10 現在) のうち、ここ 1~2 年の間にはほぼ確実に離村すると思われる世帯は 25 戸である。更に条件次第で離村するのは少くとも 35 戸である。計 60 戸はここ数年の間に流出することが予想される。但し、後者の推定については以下の仮定をしている。第 1 に、現在さほど緊急性はないが、離村条件に該当する状況にあり、離村可能性がある世帯の 3 割が流出する。第 2 に、離村はいまのところ考えられないが、将来の家族条件に左右される可能性が大きい世帯の 2 割が流出する。第 3 に、離村を促す条件と留まる条件とが相半ばして、判定し難い世帯の 1 割が流出する。この 3 点である。

VIII おわりに

小地域の人口の動向を得るには、従来の人口推計手法は役に立たないとの観点から、個々の世帯の実態をきめ細かに把握し、それを積み上げることによって考察を進めてきた。この方法によつても、確実な世帯変動を数値として表わすことはなかなか困難であるが、少くとも外的環境条件である「豪雪」、「交通不便」、「医療不安」、「子供の教育不適」などの諸条件だけで離村が決定されるのではなく、それらの条件がいく度となく個々の世帯の生活難として実感され。世帯中部の変動がともなつてはじめて離村の条件は準備されることが解明された。就業の場がなく、中学でさえも山間部の子供は通年寄宿舎生活を余儀なくされ、高校に至つては当地区からの通学は全く不可能であり、子供は成長とともに早くから家庭を離れざるを得ない状況である。

部落の将来に関する意向調査でもみられたとおり、産業基盤の確立とともに魅力ある生活環境の整備がなされなければ、現在子供を転出させている世帯は、帰村させる誘因をなにひとつもたぬまま離村してしまう可能性をもつてゐる。経済不況で離村先の就労条件が悪く、現在流出が幾分おさえられているとしても、それは全くネガティヴな状況での滞留であつて、地域共生の積極的な対策がなければ意味がない。本研究を通して、地域の危機的な状況を再認識

してもらう必要があるよう思う。

なお、本研究は青木研究室で継続している山形県飯豊町における「まちづくり」のための調査研究の一環として筆者の研究意図に基いて行われたものであり、多大な労力を要する各世帯のインタビューなど研究室の大学院生、学生の調査協力によつてはじめて遂行し得た。特に、昭和女子大の阿山みはる嬢には卒業研究としてのとりまとめをお願いした。紙面を借りて諸兄に厚くお礼申し上げる。

判定	内	容	上原	白川	下屋地	川内戸	岩倉	宇津沢	連谷	小屋	岳谷	広河原	馬	数	計	%
A1	離村緊迫・確実世帯		2	3	1	2	4	0	1	1	5	0	0	19	5.9	
A2	離村条件に該当し可能性のある世帯		13	3	7	3	8	8	2	11	5	3	3	66	20.6	
A3	家族条件の変動に左右されやすい世帯		9	2	9	3	10	6	6	15	6	2	0	68	21.2	
A4	現在のところ離村は考えられない世帯		12	14	17	15	26	9	8	13	10	0	3	127	39.6	
A5	判定しがたい世帯		4	1	2	0	0	0	3	0	0	1	1	12	3.7	
A6	単身赴任、公務員等入れ替りのある世帯		10	1	5	0	2	0	1	2	2	0	0	23	7.2	
A7	国調 (S. 50.10) 以後離村した世帯		0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	6	1.8	
計			50	24	42	23	50	23	21	42	33	6	7	321	100	

表一八 中津川地区全世帯の離村判定

住民自らによる地域づくり計画

— 主導した農政の立場から —

神戸市農政局地域整備課

The Regional Planning by Inhabitants

— From Standpoint of Guided Agricultural Policy —

Regional Consolidation Section,
Agricultural Policy Bureau, Kobe City

目 次

はじめに

I 約束ごと

II 必要とした背景など

III 推進経過

IV 成果と課題

あとがき

Contents

Introduction

I Agreement

II Situation of necessity

III Progress of plan

IV Results and Problems

Conclusion

“Regional Planning” made by Inhabitants has been started from 1973 in the agricultural region of Kobe City. Nowadays, there have been 14 communities in the city region, and these plans are intended to be carried on for 11 of these communities. Based on the experiences which have been learned during developing plans in 4 developed regions, the following points are described in this paper;

- 1) Agreements between Administration and Inhabitants in developing “Regional Planning”
- 2) Situation of the necessity of “Regional Planning”
- 3) Progress of these project works
- 4) Results of “Regional Planning” and related problems in future.

住民自らによる地域づくり計画

—主導した農政の立場から—

神戸市農政局地域整備課

はじめに

神戸市の農業地域において、「住民自らによる地域づくり計画」の活動をはじめたのは、昭和48年度からである。

昔から、住民が主体となって、住みよさと働きやすさを求めて育てあげてきた農業地域に対して、各種の開発計画が急激に進行して、営農面や生活環境面に対してさまざまな影響を与えはじめるとともに、農業地域内部においても、兼業化の進行や、生活様式の都市化に伴う生活環境の悪化がすんで、住民要求の多様化と混乱が続いている時期であり、また、行政側においても、都市と農業地域の調和ある発展整備の手法を模索しているときでもあった。

「地域は住民が主体となって育てあげるもの」であるならば、地域の将来計画も住民の目からみたものをもつべきではなかろうか。とくに農業地域においては、生活の糧を得る生産の場と生活の場が同一地域内にあることから、地域の将来計画は、即、農家の将来設計にもつながるものであるために、地域の将来計画は他人まかせにするだけでなく、住民自らがつくることの意義は大きく、その必要性も多いのではなかろうか。また、このことによって、地域住民の連帯意識の醸成や、住民と行政との対話の場を拡大することができるなど、住民にとって行政にとっても望ましい姿ではなかろうか。

そんな発想から、この地域づくり計画をすすめてきたものであるが、まだまだその成果の見とおしもなく、広く参考に供する段階には至っていないので、ここでは、経過なり課題などについて述べさせていただくことにする。

I 約束ごと

この地域づくり計画は、従来からの一般的な行政の視点からみると、行政がタッチすることについて極めて理解し

にくい仕事だと思われる。

住民自らが地域づくり計画をすすめることは当然としても、その活動に対して、行政側からコンサルタントを配し、情報や資料を提供し、事務局の役割りを果すなど、一方的な地元活動支援の姿勢をとるだけで、行政の意図するところを押しつけず、ときには、行政批判や住民要求のまとめに参画しているといったことなどがそれである。

そこでまずははじめに、この地域づくり計画をすすめるうえにおいて、住民側と行政（農政）側との大方の了解事項となっている約束ごとを紹介すると、

- (1) 住民の立場から、このようにありたいという計画をまとめる。また、その積み上げ方を重視する。
 - (2) 各種行政計画や法規制などの勉強はするが、とくにこれにしばられないで発想する。
 - 計画の硬直性の排除。
 - 創意・知恵の引き出し。
 - (3) 経費・技術面等から、現状では実現不可能と思われるものでも、必要なものは将来あるべき姿としてとりあげていく。
 - (4) 計画づくりの手順や、計画の内容・体裁等は一定しないで、走り（進め）ながら考えていく。
 - 地域の持味を活かす。
 - (5) 具体化計画や事業実施の段階では、各種行政計画や各種制度・規制等との調整をはかり、住民と行政等とが相互に知恵を出し合い譲りあって、双方にとって効果的有意義な手法を見出していく。
- などである。

II 必要とした背景など

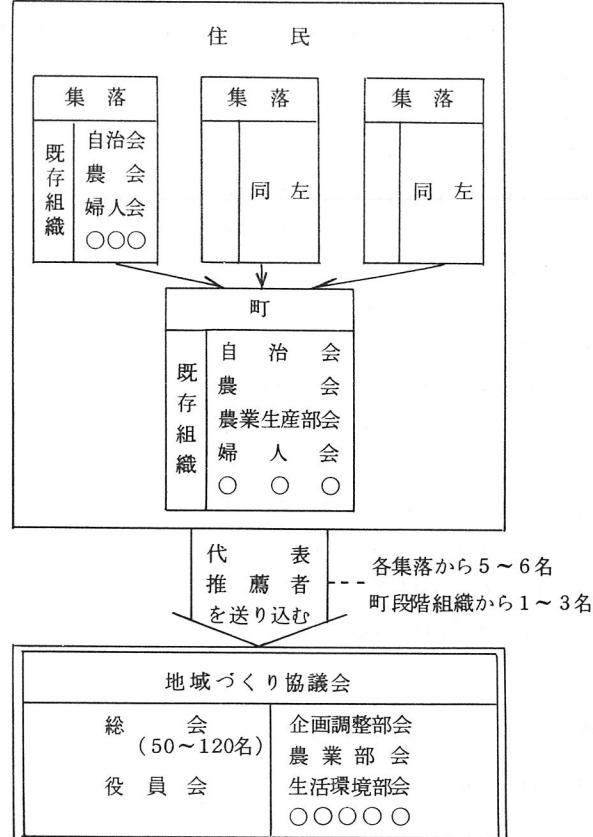
- (1) 広大な農業地域があり優秀な農業経営が存在していること。

(2) 推進状況

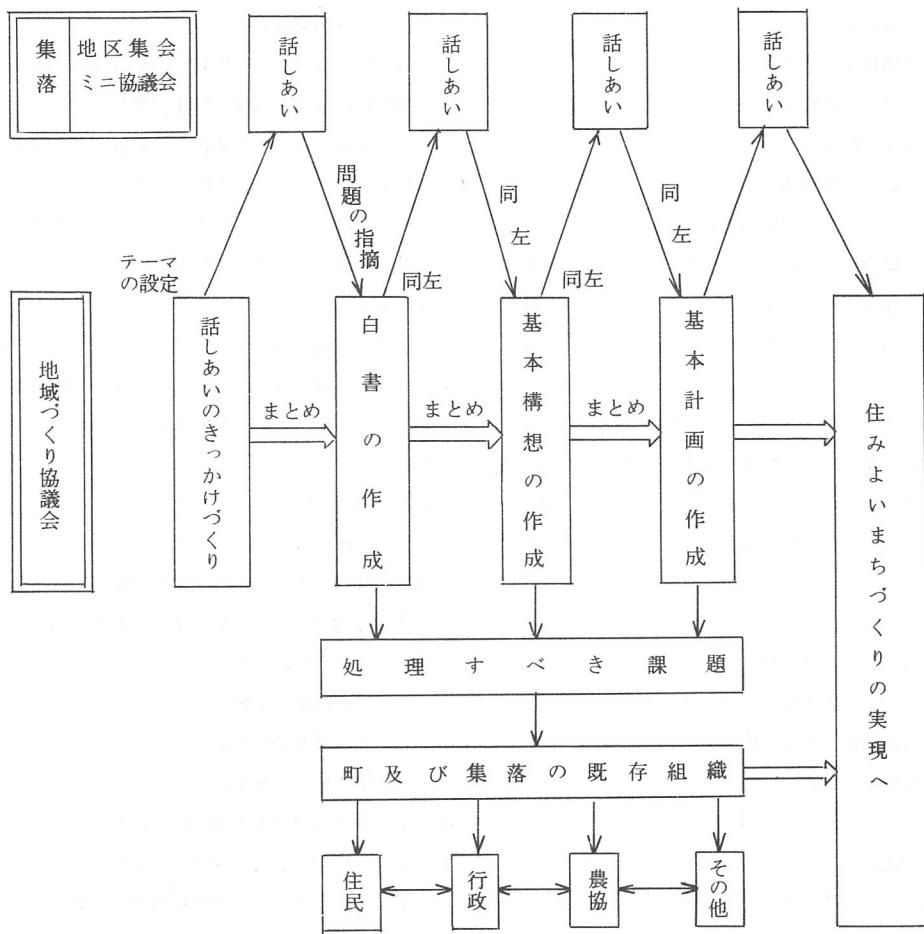
区分	道 場 町	神 出 町	桝 谷 町	伊 川 谷 町
対象地区の規模	総面積 ha	2,141	1,988	2,150
	農地面積 ha	216	817	247
	総戸数 戸	987	1,788	684
	農家戸数 戸	298	960	353
	集落数	12	19	10
① 組織づくり	↑ 48年度 (31)	↑ 48年度 (45)	↑ 51年度	↑ 51年度
② 地区白書の作成	↓ 49年度 (102)	↓ 49年度 (52)	(54)	(50)
③ 基本構想の作成	↑ 50年度 (51)	↑ 50年度 (43)	↑ 52年度 (47)	↑ 52年度 (41)
④ 基本計画の作成	↓ 51年度 (77)	↓ 51年度 (59)	↑ 53年度	↑ 53年度
⑤ 事業化の検討	52年度 (49)	52年度 (19)	54年度	54年度

()内は、集会、打合せ会等の回数、52年度は11月末までの回数。

(3) 組織の仕組み



(4) 活動の方法



(5) 役割りの分担と経費負担

活動の内容が複雑なために役割の分担も不明確ではあるが、一応次のように考えてすめている。

① 住民

集会等に参加して、勉強をし、調査等に協力し、意見を述べる。

自分達の代表を選んで協議会へ委員として送り出す。

② 協議会とその委員

活動の方針を決め、住民に働きかける。

活動の結果をまとめ、既存組織や住民等に報告する。

既存組織等と協力して、計画実現のための働きかけをする。

③ 既存組織

協議会に委員を送り出し、或は組織活動を通じて協議会

活動を支援する。

協議会に対して必要な検討調査等を依頼する。

協議会の報告を受けて実現のための手立てをする。

協議会活動経費の一部を負担する。

④ コンサルタント

協議会活動を指導し、必要な提案を行い、活動結果をまとめる。

ときには、協議会（住民）の弁護士的立場にたって行政への提言も行う。

⑤ 農協（支所、本所）

農協活動の一貫として協議会活動に協力し、可能なサービスを提供する。（意向調査のコンピューター集計等）。

⑥ 行政（出張所、区役所、農政局）

活動に必要な情報・資料を提供する。

第 11 回 農村計画研究集会報告
テーマ 「農村整備と専門家のイメージ」

Reports of 11th Assembly

Theme; Rural Consolidation and Specialist's Image

Contents

I はじめに

II テーマ講演………児島俊弘*

I Introduction

II Theme Lecture

Abstract

One of the factors which decides the way that the space design of Regional Planning should be is the motivation of a Planner. The author classifies two principal factors of motivation (Planning Vision) of Planner: "Image concerned to Reality" (Real Image) and "Value Evaluation" (Value Image). In this paper the author tries to analyze the categories of the above two images of specialists of Rural Planning who live in urban and rural respectively. From these results, the author proposes the way of relation towards the direction of planning presented by specialists of Rural Planning.

* 農林省農業総合研究所, Ministry of Agriculture and Forestry. National Research Institute of Agricultural Economics

I はじめに

農村地域の生活環境整備のビジョン作りのための基礎資料整備の一環として、国土庁地方振興局は農村と都市のイメージとニーズに関するアンケート調査を地域住民を対象として実施したのに続いて、昭和51年度には同様の調査を専門家相手に実施した。この結果は、そうした専門家の一部であるわれわれにとって、とくに関心が深い。

この結果は昭和52年3月にまとめられたが、翌4月は農業土木学会定例大会に当っていたので、その機会を利用して

して、第11回研究集会を、その結果の勉強と検討に当ることとし、とりまとめに当った児島俊弘氏をレポーターにお招きして明治大学農学部大講義室において開催したものである。

開催時間が学会の他の行事と重つたせいもあって参加者は約100名と比較的少なかったが、学会大会後の疲れをもかえりみず、午後3時から2時間にわたって、熱心な討論が交された。

農村計画研究部会

II テーマ講演

農村整備と専門家のイメージ

児島俊弘

1. 地域計画と地域イメージ

農村計画でも都市計画でも「計画を作る」という仕事には「空間デザイン」ということが重要な要素になっている。この空間デザインには2つの側面がある。一つはフィジカルな側面であって物的な施設・造形物などの空間配置をデザインすること、他の側面はその空間における人間活動を組織化する地域運営の制度・ルールなどのデザインすること、である。古典的な場合を例として考えてみよう。ハワードは「明日の田園都市」において、一方では都市空間と農村空間との立地配置というハード面のデザインを示し、他方で田園都市を運営する財政制度、土地所有制度、農業経営の運営制度など制度的デザインを具体的に提案している。

ところで地域の空間デザインのあり方を規定する第三の要素というものがあることを指摘したい。それは、具体的な姿で書き出される空間デザインの背後にある計画者の動機（motivation）である。なぜ計画者は、ある地域について一つの明確な姿を画くのか？ それは計画者が地域づくりのビジョンあるいは思想をもって対象地域にとりく

むからであろう。この思想が地域計画の方向性を決定する。

ハワードの著書でも、序論で田園都市の思想を述べている。その思想は有名な磁石のダイアグラムに象徴的に示されている。都市・農村の主要な利点と欠点とが列挙され、両者の利点だけを結び合わせた地域社会として都市と農村とを結合配置した田園都市のイメージが提案されているのである。ここでハワードは彼が望ましいと考えた都市・農村地域システムのビジョンを提示しているのであって、との具体的な田園都市の計画は、このビジョンで示された地域イメージを「空間配置」というハード面と「田園都市運営の制度」というソフト面にわたって展開したものに外ならない。

では、計画者のもつているビジョンはどのような要因から構成されているのであろうか。

それは2つの、「性質の異なるイメージである」というのが私の主張である。計画ビジョンを構成する2つの基本的要因は、ハワードの古典の中に明確に見出すことができる。ハワードは都市・農村のそれぞれについて、このようなイメージを組み立てることによって彼の田園都市のビジョンを構成している。

では、2つの性質の異なるイメージとは何か。第一は、当時のイギリスの都市・農村についてハワードがもつっていた『事実についてのイメージ』(事実イメージ)である。例えば、都市には人口の流入が続き、過剰な人口と高物価、不潔なスラムなどが都市の事実イメージとしてあげられている。農村については低賃金、社会参加の機会の欠如などの特徴をもつ実態が書き出されている。ハワードは当時の都市・農村についてこのような「事実イメージ」をもつっていた。これが第一の型のイメージである。

第二の型のイメージは、ハワードが都市・農村の望ましい特徴と考えたものである。彼はその特性を積極的に評価し、新しい田園都市がとり入れるべき属性とみなした。これはハワードの価値評価、あるいは「価値イメージ」であって、好ましい・好ましくないという選好を表現する基礎にあるものと考えられる。例えばハワードは田園都市がもつ好ましい属性として、自然の美しさが保たれ、社会・娯楽の機会もあり、高い賃金がえられるが物価は安く、明るい庭園つき住宅があつてスラムはない、というイメージをのべている。

ハワードの田園都市計画がイギリスで広く関心をもたれ、この思想にもとづく都市づくりが実際にイギリスで実行されたのは、ハワードが提起した思想の背後にある事実イメージと価値イメージとが、当時の人々のもつていた事実イメージ・価値イメージに合致し、それが承認されたからであろう。ということは田園都市計画思想に関する合意形成の基礎に、この2つの型のイメージについて多くの人々の承認があった、とみてよいであろう。

私の報告は、地域計画においてこの二つのイメージ範疇がもつ役割について、やや具体的な問題に関連させて分析し、計画の方向性についての合意がどこに求められるか、という問題を検討することを意図したものである。

2 専門家の主張と二つのイメージ型

私は、この10年位の間に農村生活環境整備問題のいくつかの研究会・委員会に出て専門家の委員の主張の対立点を聞いていて合意形成の筋道がどこにあるか?を探索したいと考えていた。その探索のためには、まず各専門家の意見・主張の基礎に、二つの異なる範疇に属する事実イメージと価値イメージとを見つけ出し、両者の組み合せとして主張を理解するという方法が有効なのではないかと考える

ようになつたのである。たまたま、50年に国土庁から農村開発企画委員会に委託された調査の企画に関心をもつて、このテーマに関してデータを集めることができた。この報告は、そのデータにもとづいたものである。

はじめに、私の仮説を要約してのべておきたい。専門家は、農村計画に関する主張をするとき「農村の状況はこういうものだ」という事実イメージ—実態についてその人が得た知識・経験から作られたイメージ—をもち、それに基いて主張をする。同時に、その専門家の主張には、現状をどの方向に変えることが良い、あるいは現状を維持することが良い、という判断が含まれている。その判断を規定するのは、その人が「こういう姿が望ましい」と考える価値イメージである。

一例を私が関係したアンケート調査からあげてみよう。

農村計画に関する専門家に「山村地域で下水道の導入は必要かどうか」という質問を行なつた。「必要である」という意見と、「必要でない」という意見とが対立した。この意見対立の背後にあるのは、先に述べた二つのイメージ範疇のそれぞれにおけるイメージの相違がある。

事実イメージからのべる。一方の意見は「山村には広いスペースがあるから敷地内処理または広い空地へ散布処理をする」であり、他方の意見は「山村の地形は個別処理をする空地のゆとりがないから、個別処理では汚水による水質汚染をおこす」であった。この二つの異なる意見は「山村」という対象の地形条件について異なる事実イメージをもつ人の間に起る意見のちがいである。

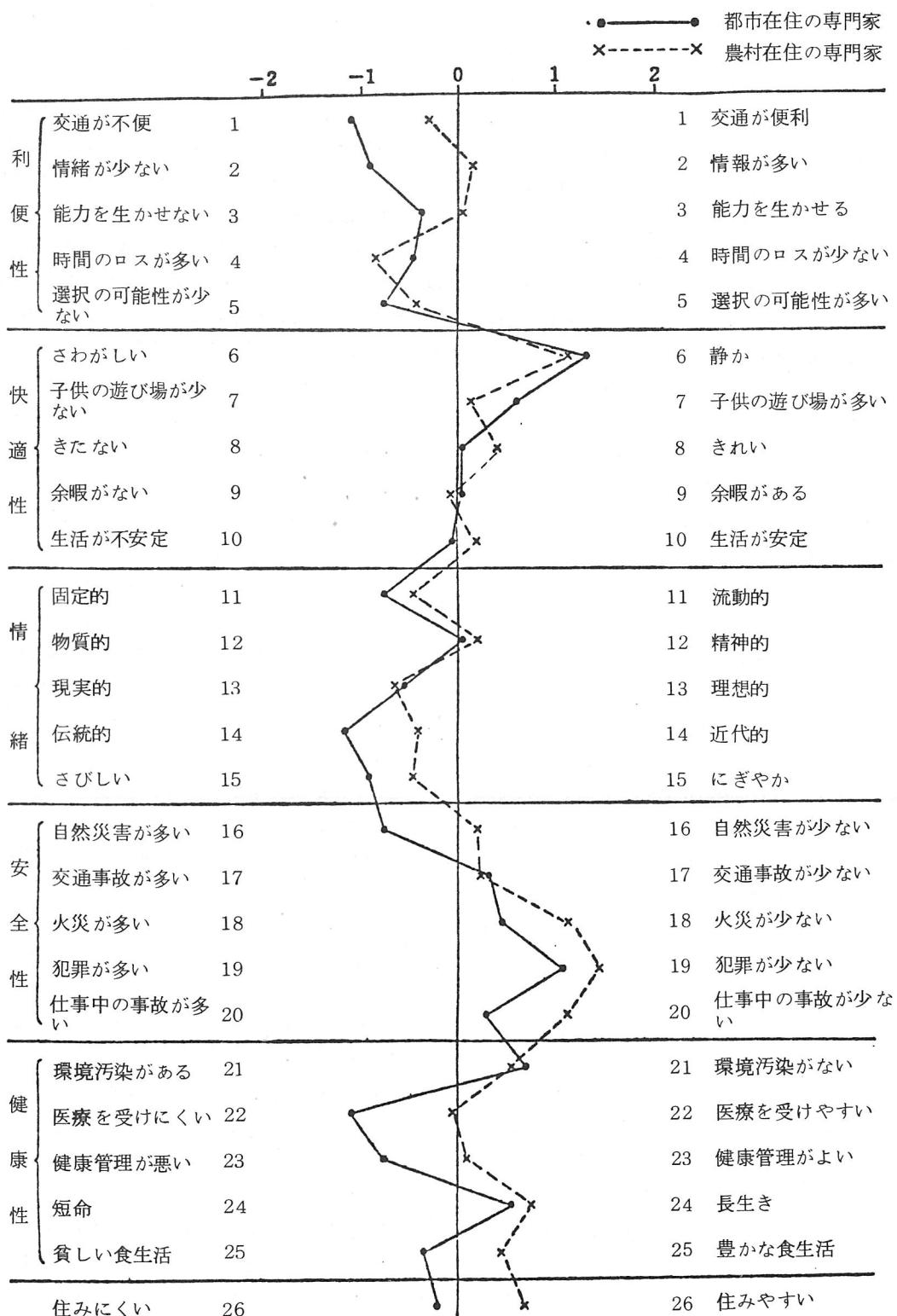
その論者が、どのようなタイプの山村について経験的知識をもっているかによって、その人の山村についての事実イメージは異なる。

この事実イメージが、その人の主張の第一の重要な根拠になる。

第二は望ましい方向についての意見である。一方の論者は「生活環境の公共サービスは都市・農村の別なくどこに住んでも同じ水準の便益性・快適性を享受できるようにするべきだ」という。他の論者は「自然に恵まれた山村では自然浄化機能を最大に生かすべきで人工処理の導入は止めるべきだ」という意見である。

前者の価値イメージからは、山村でも公共下水道を普及する方向が望ましい、という主張が出るし、後者の価値イメージからは、山村への下水道導入は悪い近代主義であつ

第1図 農村イメージ(1) プロフィル図



て下水道は不要という主張になる。問題を単純化するため割り切った主張を対比させたが、いまのべた事実イメージと価値イメージとの組み合せから、4つの型の「山村の下水道」に関する主張・ビジョンがうまれる。

3. 農村の事実イメージ

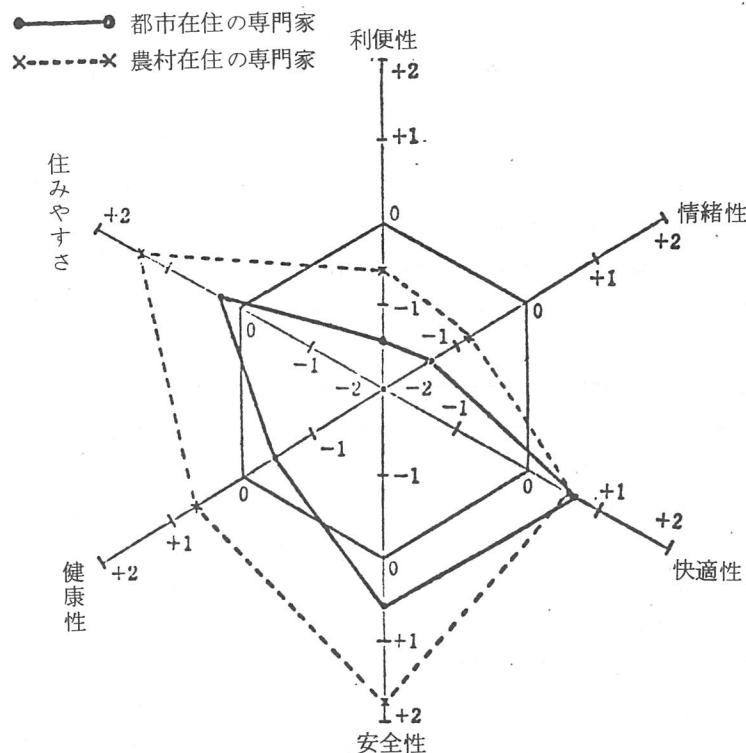
農村計画に關係のある専門家（有識者）で都市在住の人と、農村在住の人を半々に選んでその人達の「農村についての事実イメージ」（「農村」という漠然とした空間についての現状イメージ）を明らかにするため、Semantic Differential 法によるアンケート調査を行なった（アンケート対象、都市在住 75 人、農村在住 75 人、回答率都市 77 %、農村 77 %、有意抽出）。これを集計し

てプロフィル図にしたものが第1図、まとめて六つの次元に要約したものが第2図である。二つの図をみると都市在住の有識者と農村在住の有識者の間には農村の事実イメージにかなりの差異があることが分かる。第2図についてみると、都市在住者は農村在住者よりも農村の住みやすさ、健康性、安全性、利便性をかなり低く評価している。また、第2図の下にかけたように、6つの軸の評価順位も都市側と農村側とではかなり異なる。

両サイドの有識者・専門家の農村事実イメージにかなりの差異があることは、当然両サイドの人達の農村計画の方針性、事業の優先順位などについて主張の相違へ導くであろう。

ふつう役所が招集する農村計画に関する中央の委員会の

第2図 農村イメージ(2) 次元別平均評点



○都市側の評価

快適性 (+) > 安全性 (+) > 住みやすさ (+) > 健康性 (-) > 情緒 (-) > 利便性 (-)

○農村側の評価

安全性 (+) > 住みやすさ (+) > 健康性 (+) > 快適性 (+) > 利便性 (-) > 情緒 (-)

構成は大部分が都市在住の有識者である。しかし、このデータからいえることは、両サイドの委員の数を半々にすべきである、という主張である。

4. 農村の望ましいイメージ(価値イメージ)

同じ対象について農村に対する価値イメージ、つまり農村はどういう状態にあることが望ましいと思うか、を訊ねた。価値イメージをとらえる方法として表1のような「今

第1表 農村の価値イメージをとらえる質問

問 下に20の文章があります。

あなたが、今後の「農村の望ましい姿」と思われるものについて、□の中に、次のような印をつけて下さい。

最も望ましいと思われるものに ◎，必ず3つ(4つ以上はつけないで下さい) | ここまで記入
次に望ましいと思われるものに ○，必ず3つ(4つ以上はつけないで下さい) | して下さい。
望ましくないと思われるものに ×，いくつでも

最思 もわ 望れ まる しも いの と	次思 のわ 望れ まる しも いの と	望思 まわ しれ くる なも いの と	
↓	↓	↓	
D 1. 鎮守の森で村の祭りが行われている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1
D 2. 昔ながらの田園的景観が保たれている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2
D 3. 家族中心の複合的農業経営が営まれている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3
D 4. 農業者は圃場に近い集落に住み、農業生産を行う。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
K 5. 土地基盤や生産施設が整備され、生産性の高い企業的農業経営が行われている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5
K 6. 地域のシンボルとなるようなコミュニティ施設があつて、文化・芸術活動が行われている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6
K 7. 小都市の市街地に住み、通勤耕作する。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7
D 8. 心のふるさとが残されている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8
D 9. 自然がなるべくそのままの姿で保護されている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9
D 10. 共同社会的な相互扶助の慣習が働いている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10
K 11. 農村工場が適度に配置されている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11
D 12. 子供は野原や里山で遊んでいる。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12
D 13. 農業集落には主として農業者だけが住んでいる。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13
K 14. 個人の独立が尊重され、人権が社会生活の基盤になっている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14
K 15. 自然が計画的に開発利用されている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15
K 16. 農村居住者にとって住みやすいように、生活施設が機能的につくられている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16
D 17. 地域の歴史的遺産が保全されている。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	17
K 18. 子供は公園や整備された広場で遊んでいる。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	18
K 19. 農業集落には農業者以外に都市労働者もかなり住んでいる。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	19
K 20. 近代的建築物・施設と田畠が調和している。 →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	20
(このK, D 符号は質問原にはついていない)			
注意 !! →			
◎印を必ず3つ			
○印を必ず3つ			

後の農村の望ましい姿」を表現する 20 の選択肢を作り、これをランダムに並べて、表に書いてある方法で印をつけてもらつた。20 の選択肢は 2 つの価値感型（表 2 にのべてある K 志向型と D 志向型）のどちらかに属するもの 10 個づつからなつてゐる。各人の回答を表 2 の下に書いてある方法で尺度化し、K-D 軸上に五つのタイプを分類した（表 2 の右に書いてある、D₂, D₁, N, K₁, K₂ の 5 タイプ）。表 2 の数字から分かるように有識者の価値意識タイプ別の人数分布は都市側、農村側の間ではほとんど差異がない。むしろそれぞれの内部で異なる価値意識タイプの人がいる、という点に注目をしたい。

K 志向タイプ（人間にとつて便利・好適なように社会や自然の状態を変えることに第一義的な価値を見るタイプ）の人は都市側・農村側ともほぼ 50 % (K₁, K₂ の計) である。D 志向タイプ（農村に昔からあるもの、自然の状態に近いものがそのまま維持されることに第一義的な価値を見るタイプ）は D₁, D₂ 合わせて 25 %、中立的なタイプ

がやはり 25 % 前後である。

ここで具体的な問題について二つの場合を検討してみたい。第 3 図と第 4 図がそれである。これは表 1 にあげた 20 の選択肢の中から対になるものをとり出して、各価値意識グループがどういう評価をあたえたか？をグラフで表示したものである。

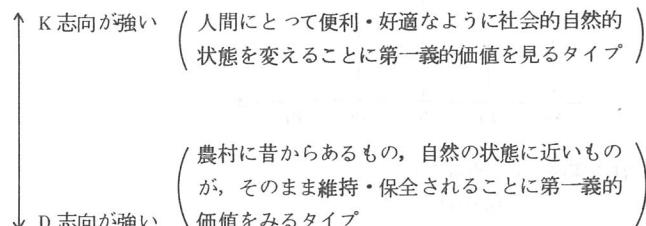
第 3 図はくむらのシンボルとなるものの状況を二つの選択肢で対比させている。一つは K 志向型のイメージで「地域のシンボルとなるようなコミュニティ施設があつて文化・芸術活動が行なわれている」というもの、他は D 志向型のイメージをあらわす選択肢で「鎮守の森で村の祭りが行なわれている」というものである。第 3 図をみると分かることに、K 志向型の人がくシンボル的コミュニティ施設>を非常に望ましいイメージと考えるのは当然としても、く鎮守の森>については中立的（どちらでもよい）という評価をしている。

他方、強い D 志向の人 (D₂) はく鎮守の森>を非常に望

第 2 表 農村の期待象による、価値意識タイプ (K-D 軸) の分類

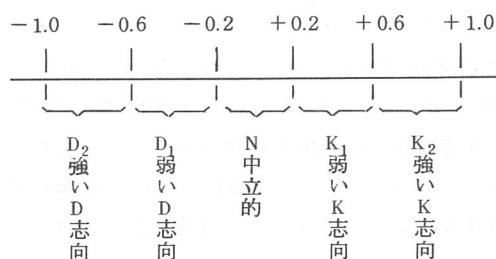
価値意識タイプ I (志向型のタイプ分け)

志向タイプ	実数		構成比率	
	U	R	U	R
K ₂	10	8	18.2%	16.3%
K ₁	18	16	32.7	332.7
N	15	12	27.3	24.5
D ₁	8	11	14.5	22.4
D ₂	4	2	7.3	4.1
計	55	49	100.0	100.0



<尺度化の方法>

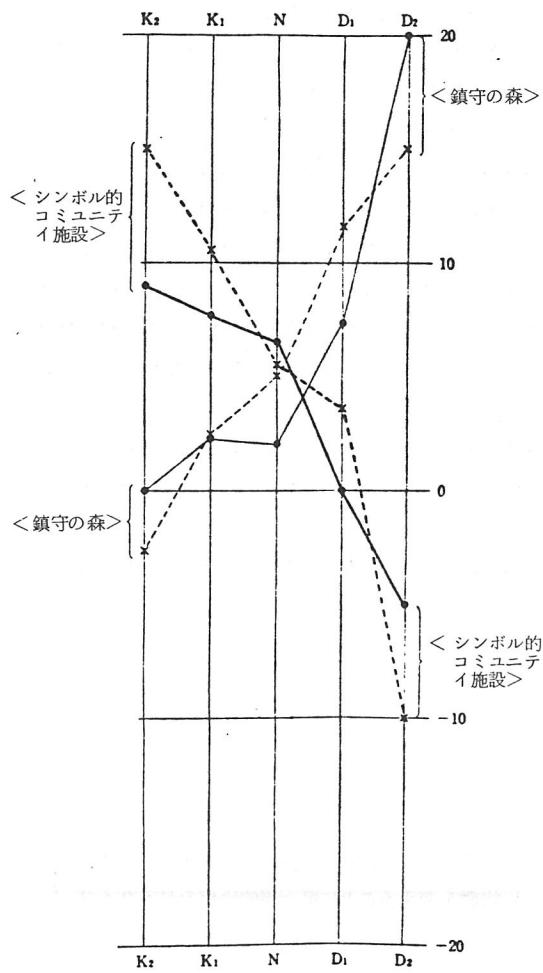
タイプ分けの方法は、K 志向の選択肢に +, D 志向の選択肢に - の符号をつけ、◎を 2, ○を 1 として、個人別に選んだ選択肢の評点の代数和を出した（正負符号は計算の技術的な便によるもので、価値判断を与えたものでない。念のため）。このやり方だと、すべての回答者の総合点は +9 から -9 の間にに入ることになる。そこで、見やすくするために、個人別総合点を 9 で割って基準化し、+1 から -1 の間にに入るようにした。それを五つのタイプに均等に分けたのである。



注 U 都市在住

R 農村在住

第3図 農村の望ましい姿② <むらのシンボル>

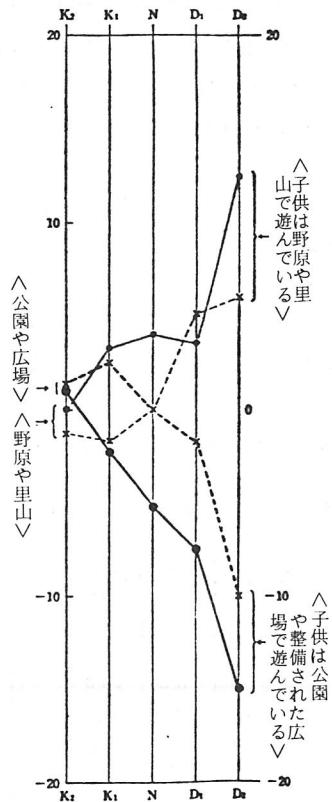


注：実線=U、点線=R

U……都市在住

R……農村在住

第4図 農村の望ましい姿④
<子供の遊び場のイメージ>



注：実線=U、点線=R

ましいむらのシンボル・イメージと考え、<コミュニティ施設>は非常に望ましくないイメージとみる。こうして、むらのシンボルとして2つのイメージの選択を提示されたとき、K志向型とD志向型とでは価値イメージが分かれるが、「シンボル的コミュニティ施設」についての評価は全く逆であり、したがってコミュニティ施設をシンボルとする計画では両者は合意に達しないであろう。しかし「鎮守の森」をシンボルとする計画ではD志向型の人は大いに賛成をし、K志向型の人は特に反対もしない（中立的）とい

う評価なので合意が成立しやすいだろう。

もう一つは4図「子供の遊び場」である。

強いK志向型(K_2)の人では、農村の子供の遊び場は<公園や整備された広場>であつても<野原や里山>であつても、どちらでもよい、という中立型の価値イメージであるが、強いD志向(D_2)の人は、子供は野原や里山という自然景観の中で遊んでいるイメージを非常に好ましいと考え、公園や整備された広場という人工施設景観の中で遊んでいるというイメージを非常に好ましくないと考える。

子供の遊び場に関しては「子供は野原や里山で遊んでいる」というイメージによって計画を方向づければK志向の人があえて反対しない(中立的)という形で合意が成立するであろう。

ここにあげた2つの例は、農村計画において有識者の価値イメージ分布がこのアンケート結果に示されたようなものであればD志向型の方向性が選ばれる可能性が強い場合であるが、このような合意が成立しやすい場合はばかりとは限らない。両志向グループの間である具体的な事柄・テーマについて望ましいイメージと望ましくないイメージとが著しく対立するものもある。

いま、ある地域の農村計画に一方の価値意識グループに属する専門家群だけが専門家として参加していたとすると(そういうケースはよくある)その計画への助言はその人々の価値イメージによって強く支配される。もし地域計画に対する専門家の影響が強いものであれば、その計画は、たまたまそこに参加した専門家群の価値イメージによって著しくK志向型となったりあるいはD志向型になったりする。それでよいものかどうか、ということを問題として提起したい。

さらに、価値イメージの対立する専門家が同時に計画に参加していれば、専門家群としての統一的な助言は合意形成という過程を経なければならない。この合意形成の過程、あるいは手続きには、いまのべた事実イメージと価値イメージという概念を操作することによってある程度問題整理のための接近が可能ではないか、ということをのべるのが次の5である。

5. 合意形成とイメージ分析

専門家の間のイメージのちがいのうち事実イメージについては、これを事実について確かめるという方法で合意に達することも可能であろう。事実がどうなっているか?を文献・統計データ・実地調査などによって確かめれば良い。

しかし価値イメージのちがいはその人の本来の考え方・世界観にもとづくものであるから、価値イメージの相違にもとづく意見のちがいは簡単に合意には到達しないであろう。

さきに、人のビジョン・意見は「事実イメージと価値イメージによって生成され、この両者に分解して考えることができる」とのべたが、事実イメージをビジョンに統合・

構成するのは価値イメージであると私は考える。つまり、価値イメージはビジョンを構造化する働きをもつ主要因子である。

私は、あるテーマに関するいくつかのタイプの意見を事実イメージと価値イメージに分解して、その組み合せとして再構成してみる、という仕事を前述の51年度アンケート調査で行なってみた。そのうちの1つのテーマについて分析したものをお約束しておいた。このアンケートはいくつかのテーマについて専門家の回答者が望ましいと思う解決方向を自由記入方式によって回答してもらったものである。

自由記入意見を、同じタイプのものはグループにくくりながら整理していくと、相互に異なる(多くの場合反対の)方向づけをもつた意見グループが出てくる。その異なる意見の背後には、いまのべた回答者の事実イメージと価値イメージの相違があり、分析操作によって意見はこれらのイメージ範疇の組み合せに分解することができる。

〔事例1〕は、農家の老人が生きがいをもつて役割を老人にあたえるとすれば、それはどのようなものか、またそういう役割はどういう仕組みを考えればよいか、を問うたものである。

このテーマに対する約100人の回答を整理してみると事例1の(a)にあげたように整理できる。まず事実イメージについては イ) 設問を肯定して「現在農家の老人は農業の機械化や家族生活形態の変化で、仕事(農業・家事)の役割分担がなくなってきた」という意見と、ロ) 設問の事実を否定して「現在でも農家の老人には分担すべき役割があり、その割当られた仕事を実際している」という意見とがある、かなり相反する事実認識が存在する。回答者の事実認識の情報源が何にもとづいているのかを調べてはいないが、その情報源が何であっても(農村に生活している経験、農村調査による見聞、文献による知識など)その事実イメージのもとになっている経験知識の差異は、おそらくその人が接触した農村の地域差ではないかと思う。いづれにしても現実の農村をかなり広く、いろいろな地域について生活実態に入りこんで調べている人でない限りどうしても事実イメージは偏った経験知識にもとづくものになるであろう。その偏りが事実イメージのちがいとなつてあらわれるものと思われる。

価値イメージの方は「老人が仕事をする」ことについて

事例1. 農家の老人で働く人に「生きがいのある生活」ができるような役割分担は?

(a)

		価値イメージ	
事実 イ メ ー ジ	農家の老人は、仕事の役割分担がなくなってきた。そのため生きがいを失ってきている。	老人が仕事をするのは良いことだ	老人には仕事をさせない方が良い
	農家の老人には、仕事があり、現在でも仕事をしている。	老人の仕事の役割分担はなにか? どんな仕事か?	余暇のすごし方に生きがいを見出してもらう
		問題があまりない。	老人が仕事をしなくてもよいようなシステムにした上で、老人に余暇を楽しんでもらう。

(b) 「農家の老人の生きがい」問題の解決方向

<老人のための仕事のメニュー>

		価値イメージ	
方 向 性	老人が生きがいをもつには……		
	仕事をすることだ●	余暇を楽しむことだ	
個別的解消	家庭や自分の経営で老人の仕事の役割分担をきめる	老人が自分で余暇に生きがいを見出すように誘導する	
	地域社会計画の中で老人の仕事の役割分担を具体的にきめる	地域社会計画の中で老人のための余暇開発計画を考える。 余暇を楽しむ施設・組織	
社会的解消			

「老人が仕事をするのは良いことだ」という判断（仕事志向型解決）と、「老人には仕事をさせない方が良い」という考え方（余暇志向型解決）がある。

この事実イメージと価値イメージの型の組み合わせから、(a)の箱に示した4つ問題が出てくる。

もともと、事実イメージとして「農家の老人は現在でも仕事をしている」という認識をもち、価値イメージとして「老人が仕事をするのは良いことだ」という判断をもつてゐる場合には特別の問題はでてこない。

事実イメージとして「農家の老人は仕事の役割分担がなくなってきた」と考え「老人が仕事をするのは良いことだ」という価値判断をもつ場合は、『では農家の老人が仕事をもつような役割分担はどういうシステムできるか?それはどんな仕事か?』という問題になって解決の方向が

とわれることになる。

解決の方向性については事例1の(b)のように、2つの型の考え方がでてくる。第1は「老人の仕事の役割分担は、めいめいの家庭の家事や個別経営の中で考え、つくりしていくべきものである」という意見で、個別的解決の方向、あるいはプライベート・セクターによる解決の方向を良とするものである。第2は「集落あるいは市町村などで組織的に、社会的な方法で老人の役割分担を考えるべきであり、地域社会計画の中でその問題を具体的におりこむことが必要である」とする意見である。

この方向性についての意見は、問題の解決を個別的解決（家庭内）に主要な価値を見出すか、そうではなく組織的・社会的に解決することに主要な価値を見出すか、という価値イメージの相違にもとづく意見の対立である。

(a)にもどって「老人には仕事をさせない方が良い」という余暇志向型解決の意見からは(b)にあげたような老人が余暇をすごすための方法を誰が主体となって設立するか?という問題がでてくる。

ここにも個人的解決(老人自身が自分で余暇に生きがいを見出すように誘導すること)に価値をおく人と、社会的解決(老人が余暇をすごすための社会的施設・制度をととのえること)に重要な価値を見出す人があり、後者の立場からは老人のための余暇開発を地域計画の中で考えることが必要になってくる。

もちろんすべての意見をこのような二分法によってつくるわけではなく中間的な意見もあるが、分類モデルを作つてあてはめていくと100人の意見の大部分はここにかけた型のどれかに入る。

私の考えでは「老人の生きがい」というテーマを地域社会計画の問題として考える場合には、まずこのようなテーマの解決方向についての意見タイプを、2つのイメージタイプ別に分類し、その組み合わせによる可能なイメージタイプ

を確定しておいて、あとは地域の実態、地域で行なわれている社会ルール、住民の考え方などの中から、地域特性に合った解決型を見つけそれを提示していく、という手順が望ましいのではないかと思う。その上で具体的に老人の仕事メニューについて検討すればよいわけである。

[事例2]は、農村の消防方式についての自由記入意見と同じ方式で整理したものである。

枚数もついたので、説明は省略する。

私の言いたいことは次のようなことである。農村計画に関連のある有識者の意見を100人くらいあつめると、必ずしも相反する意見タイプがそれぞれ相当数づつある。この事実から考えて地域農村計画に参画する小数の専門家グループ、あるいは1人の専門家がその人のもつ事実イメージと価値イメージだけで、その地域の農村計画のビジョン・方向性を断定することには問題がある、ということである。むしろ専門家の役割は、価値イメージタイプごとの解決方向を分析的にわかりやすく提示して地域住民に選択の機会を作ることではないだろうか。

事例2 農村の消防システムの方向

価値イメージ(解決の方向性)			
	個別レベルの解決	コミュニティ・レベルの解決	公共サービスによる解決
事実イメージ	消防団員の……なり手がない。足りない。	各戸消防施設の充実によって戸別消火能力を高める。	市町村・農協職員による半常設的消防方式。 婦人消防団方式。
	消防団員の……なり手はある。		住民の労力負担を軽くするために費用はかかるとも、常設消防方式をとるべきである。 消防団方式は、人手不足で訓練が不充分になり、初期消火も無理だ。

個別消火を補充する組織として、大字単位の半常設消防

初期消火は消防団、本格消防は常設消防

文献紹介

——「農村計画研究会」資料（その2）——

笹野伸治*

前報（第12号）に引き続き、農村計画研究会資料について、特に会誌「農村計画」の目次を抜粋して御紹介する。これは前報の表-2に示したものであり、本来の順序からすれば表-1の各刊行物の方を先にすべきであるが、昭和

53年4月上旬に予定している黒河内透・西村甲一両氏の講演会との関係が深い表-2の方を先にさせて頂くことにする。

農村計画第1号（S. 27. 7）

創刊の辞	荷見 安	2
農村計画について — 農村計画の発刊を祝して —	広川 弘禪	4
わが国の将来と農村計画 — 農村計画創刊を祝して —	周東 英雄	5
独立後の日本の再出発と農村計画	黒河内 透	8
クリスティン・コルとデンマルクの再建	小出 満二	15
農村計画の目標と体系に関する一試論	中谷 忠治	17
合同研究 — 農村計画の使命と問題 —		28
大原幽学	西村 甲一	55
広島県高蓋村の実態と農村建設計画	広島県企画室	64
交換分合事業の概況	小林 晴雄	80
山梨県青年と農村計画	山下 実	85
村長は何を考えているか	飯川 巍	87
開拓6年の苦悩	岡田 武	88
中央情報 — 農林省、建設省、全指連、全農委協 —		91
農村計画研究会日誌		94

* 農林省農業土木試験場

農村計画第2号(S. 27. 10)

卷頭言

日本経済の進路と地域計画の必要性 — 特に食糧自給度向上の問題に関連して —	本城和彦	2
農村建設と青年運動	高橋真照	14
村の健全性の判断	西村甲一	20
茨城県に於ける農村計画の方針とその実例	茨城県農業改良事務局	27
農村計画をとりまく諸問題 — 国土総合開発からの展望 —	木村三郎 川名俊次	47
白磁考	井出正孝	56
二宮尊徳の農村建設とその思想	藤井信	57
農村計画に関する法令制度	農村法制研究会	64
農業委員会法による農業総合計画について	"	71
急傾斜地帯の振興計画	加藤俊次郎	74
特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法と農村計画について	山田典男	77
積寒法による農業振興計画の諸問題	狩野正雄	80
関東、東山地方に於ける総合開発と農村計画	農村計画研究会	83
産業振興と青年活動	高橋幸一	96
中央情報 — 経済審議庁、建設省 —		96
農村計画研究会記録		

農村計画第3号(S. 27. 10)

卷頭言

自作農から健全農家の創設へ	中野正雄	2
農村計画における土地利用の問題	丸杉孝之助	12
山崎延吉の「農村計画」とその思想	中谷忠治	24
農村における生活設計	合同研究	33
二つの大きな発明 — アルファベットとアラビア数字 —	村上龍太郎	39
山村における農村計画について	太田昇之助	42
農用地の所有及利用等に関する農村計画と農地法	農村法制研究会	53
東北積寒地帯に於ける農村振興計画を繞る諸問題	農村計画研究会	67
村の和尚は何を考える	小島大法	86
農政に望むもの	川井又一郎	89
政治の盲点		92
資料 — 茨城県に於ける新農村建設方策推進要綱		93
中央情報 — 農林省 —		95
農村計画研究会記録		96
農村計画研究に関する中央地方協力体制整備に関する暫定要綱		
あとがき		

農村計画第4号(S. 27. 11)

東北地方の農業経営発展の要点	広野正一	1
----------------	------	---

農村計画への三つの注文	林 実	13
余土村と森盲天外の事績	岡田慎吾	23
蟻と蚊のいない村	矢口光子	31
秋の雑感	梶原茂嘉	36
未墾地に築く新農村に学ぶ — 茨城県新生開拓農業協同組合の事例より —	皇 瞳夫	37
漁村計画の一課題	中村 健	47
農村計画と土地改良法	松島淳郎 岩城四郎	53
加子母村の農村建設はなぜ失敗したか	林 紀一	63
東海近畿地方に於ける総合開発と農村計画の概況並に問題点	農村計画研究会	68
資料 — 電源開発計画の概要 —		77
中央情報		87
農村計画研究会記録		87
編集寸感		88

農村計画第5号 (S. 27. 12)

農地改革の成果の保持と交換分合	河井 大治郎	2
耕耘機の共同利用から土地整備えの示唆	根岸 勉治	9
農地交換分合が耕作上に与えた効果	福島 都志夫	15
技術と経営	大谷省三	22
経験者は語る 1. 南畠村における交換分合の方式	龍野四郎	33
2. 農用林野の交換分合について	持田一郎	36
3. 農地の交換分合につづくもの	鈴木三之介	43
4. 白眼と切言	沢田高志	48
5. 白い三角旗	堺通夫	53
6. 交換分合計画に反対する者はどの地帯に多かつたか	善 最	55
隨 想 炎天下の伊那谷にて	上野耕三	58
資 料 農地の交換分合についての回顧と反省	農林省農地局管理課土地整備係	62
北陸地方における総合開発並に積寒地帯農業振興計画の概要	農村計画研究会	67
情 報		73
農村計画研究会記録		74
伊予佐田岬に夏みかんがみのる迄	江田ゆたか	78
編集寸感		

農村計画第6号 (S. 28. 1)

年頭の挨拶		1
理論と政策		
農村計画に関する諸情勢と今後とるべき方策	黒河内 透	3
農村計画法制上規定すべき事項	農村法制研究会	10
農村建設の若干の基本問題特に資金問題について	合同研究会	22
農産物市場の現情と農産物価格の安定	松岡亮	32

みつまた・こうぞの需給事情について	三井栄三	36
日本茶業の現況	高田貞夫	38
隨想 —農業への要請—	安楽城敏男	44
事蹟		
石川理紀之助氏・斎藤宇一郎氏の地方農政の建設運動	蓮池公咲	46
宮崎県の農山漁村振興対策	農村計画研究会	63
情報		
中国・四国地方に於ける総合開発並びに農村計画の概況	農村計画研究会	70
農業団体の再編成方針		80
新農林水産法律の梗概		82
農村計画研究会記録		86
編集雑記		88

農村計画第7号(S. 28. 2)

一般理論と政策

農村振興助成法案について——農村計画に関する立法問題の経過——	黒河内透	1
農村計画と酪農	末永隆一	9
◇隨感◇ 農村の開発と振興を語る	後藤文夫談	23

農林水産物の現状と将来

農林水産物の需給と価格の見透しの重要性——中央農村(振興)計画審議会の必要性——		29
食糧価格問題の焦点	岩田幸基	30
特用農林水産物に関する二、三の問題点		37

茶の市場と需要

——緑茶の国内消費の増進に関する問題点と紅茶の生産増強の可能性——	合同研究	38
輸出百合根の現況	野尻勲	50

農村の資金の現状と将来

農村建設資金問題の重点		54
農林漁業金融公庫について	有松晃	55
農地担保及び自作農維持金融	和田正明	60
自作農維持金融について	上松憲一	66
農業総合計画に寄与する兵庫県興農資金特別融通制度	長谷川敏男	68

情報

九州地方における総合開発並びに農村計画の概況		82
------------------------	--	----

編集雑記

農村計画第8号(S. 28. 3)

一般理論と政策

山林経済の一般理論と政策	太田勇次郎	1
農村の建設振興に重大な関係のある二、三の立法問題	黒河内透	10

農産物の現状と将来

甘しよ、馬れいしょ及び澱粉の現状と今後の問題	岩田幸基	19
園芸農産物及び工芸農産物の需給事情と今後の生産計画	農林省農業改良局特産課	28
ある山村の話	牧野忠夫	34

山村計画に関する諸問題

山村經濟振興の諸問題	斎藤誠三	42
特用樹の現況と対策	堀田勝一	48
森林計画	岩田松太郎	55
山村における農業經營	林健一	61

事例

熊本県黒川村の産業振興への歩み	北坂現	69
研究室—北海道と都市の農村計画の区域と体系		85
情報 農村計画研究会記録		86
編集雑記		88

農村計画第9号 (S. 28. 4)

新しい国会と内閣に望む		1
-------------	--	---

一般理論と政策

林野整備と農村振興—史的事実への反省として—	大崎六郎	4
土地利用高度化の問題点	渋谷佑彦	12

農畜産物の現況と将来

牛乳乳製品の需給の推移	阿部辰彦	22
果実の需給の見透しと問題点	内田忠雄	30
いも類をめぐる諸問題	石井一雄	42

生活改良普及員のなやみ・苦しみ	戸田正枝	50
-----------------	------	----

山村計画に関する諸問題

山村計画の若干の特殊性	黒河内透	54
国有林野の整備事業と地元施設制度について	小田精	58
林野行政と薪炭林	横瀬誠之	66
山村に於ける木竹工芸の生産	鈴木太郎	69
森林組合の經營	玉置康雄	76

事例

自家発電による山村振興—和歌山県西牟婁郡富里村の場合—	池田新之助	81
集団部落建設の構想—岩手県佐倉河村常盤部落—	岩手県経済部農政課	84
研究室—農村計画法制への意見—		86

農村計画第10号 (S. 28. 6)

食糧自給体制整備の基本方策	黒河内透	1
岩手県の総合開発と農村計画	千葉栄	7
下からもり上る農村計画	中田正一	15
組織的、計画的な災害対策を望む		19

「隨 想」 将来への道	安 芸 暁 一	21
農産物の現況と将来		
農産物輸出とその問題点	鈴 木 一 美	22
蔬菜の需給と問題	山 崎 巖 夫	27
生活改善の計画と問題		
蚊とハエのいない村	橋 本 正 已	37
農家の台所改善について	本 多 修	41
冠婚葬祭費用の現状と簡素化の一考察	喜多村 孝 治	51
今後の結婚改善	矢 口 光 子	54
農村計画の諸問題		
合理的有畜農業経営基盤の造成	吉 川 浩四郎	57
大都市近郊農村の問題点		63
資 料——農村計画の現況(一)——		68
研究室——麦の取引所上場問題——		72
社会及び生活の改善に関する計画の実施協定		74
情 報——岩手県農山漁村開発振興推進協議会の設立——		
湿田単作地域指定さる 離島振興法案成立		80
農村計画第 11 号 (S. 28. 8)		
食料増産施策の新動向	斎 藤 暄	1
茨城県における地域計画と農村計画	橋 本 章	7
随想 粉食と『全食』	五十子 卷 三	15
農林水産物の現状と将来		
農産物価格安定法案について	農村計画研究会	18
最近における生糸の需給見透	富 岡 秀	25
最近の木材界の動向	平 野 孝 二	32
水産物の需給と問題	中 村 健	39
農村に於ける人口問題		
人口の増加と雇用	安 藤 文一郎	46
農村二、三男問題の現状とその解決策	畠 井 義 隆	52
農村二、三男と青年運動	横 山 祐 吉	62
山村計画の事例と問題点		
沢伐林業と農民経済	吉 永 彰 吾	68
山村に於ける農村計画について(二)	太 田 昇之助	78
情 報 前国会で成立した農林漁業関係法律案		88

< 補記 >

『農村計画研究会』資料のマイクロフィルム利用について

これらの資料は前報（第12号）でお知らせしたとおりマイクロフィルム（ $10.5 \times 14.8\text{cm}$, 60コマのマイクロフィッシュ）に収録してある。また、ゼロックスで複写して製本したものもある。利用方法は次のとおりである。

1. 保管の場所

農林省農業土木試験場地域計画研究室

〒300-21

茨城県筑波郡谷田町観音台 2-1-2

TEL 02975 6-7548 (直通)

担当者 笹野 伸治

2. 閲覧の便

- 製本資料・マイクロフィルム、何れでも対応できる。
- マイクロフィルムのリーダーは、下記の2種を備えており、何れでも使用頂ける。
 - ① フジ・ミニコピーリーダー・RFP2
 - ② ミノルタ・リーダープリンター・403
- 製本資料の持出しは、御遠慮願いたい。
- 資料のハードコピーは、マイクロフィルムのリーダープリンターによるか、又は製本資料のゼロックス焼きにより可能である。ごく1部の資料複写であれば応じられる。大量になれば費用もかかり、重量も重くなるので、後述するマイクロフィルムの複写の方が合理的かと思われる。

3. 複写の便

- マイクロフィルムリーダーをお持ちの方には、マイクロフィルムそのものを複製してお渡しできる。このリーダーは、マイクロフィッシュ($10.5 \times 14.8\text{cm}$,

60コマ)を適用可能なものであることが必要である。

○ マイクロフィッシュの複製については、当研究室に前報表-1～表-3の資料番号と枚数を指定して頂ければ、複製の専門会社に当研究室が原フィルムを送つて複製して貰い、会社から直接にフィルムと請求書をお送りする。

複製の費用は、枚数により多少異なるが、1枚100円程度を予定して頂きたい。

- マイクロフィルムリーダー又はリーダープリンターについては、多くの機種がある。最も安価なリーダーは2万円程度からあるので、現在リーダーをお持ちでない方にも比較的容易に利用して頂けるはずである。*
- 原フィルムの持出しは、御遠慮願いたい。
- 複製したフィルムから再度複製すると鮮明度が低下する。もし必要が生じたらもう一度原フィルムから複写することをおすすめする。
- 複製したフィルムを古書にかかる商業行為に利用することは何卒謹んで頂きたい。これは快く当方に資料を貸与して下さった農村計画研究会の皆様への信義にかかる問題である。

* 現在発売中の機種でマイクロフィッシュ適用可能なものは、

- A 映写型の簡易ポータブルリーダーで2万円程度
- B スクリーン内蔵型ポータブルリーダーで10～20万円
- C リーダープリンターで50～90万円(A4～B4版
コピー可能)

新農業構造改善事業の紹介

川又政閔*

昭和53年度から新農業構造改善事業が新たに発足した。その概要についてはすでに通達等でご承知のことと思われるが、この事業は農村整備との関連が大きいので、誌上を借りて若干の解説を以下カ条書きにまとめてみた。

第1 目 標

新農業構造改善事業は、地域の特色、性格に応じて事業を実施するという「地域主義」の観点に立って、農業の担い手の育成、農用地利用管理の適正化、地域農業の複合化、環境条件の整備等各種の事業を総合的に行い、「自力更生」をめざす地域ぐるみの運動を広範に展開し、活力ある農村地域社会の形成に資することを目標としている。

第2 措置方針

- 新農業構造改善事業は、当面(前期)5ヶ年計画として構想し、総事業費1兆円(その他に融資単独事業を予定)の規模で全国1,890地区について逐次計画を樹立し事業を実施する。
- 新農業構造改善事業は、米需給の均衡等農業の再編成の要請、農村社会の変遷等現下の諸情勢に配慮し、かつ、第1次、第2次にわたる農業構造改善事業の経験と反省を踏まえて実施する。
- 事業の実施に当たっては、上意下達あるいは画一的運営方式を避け、農業者の英知を結集し、地域の自主的自律的な創意を發揮させるため、次の改善措置を講ずる。
 - 「調整予備枠」(事業費の2~1.5割)を設定し、事業の自主的、弾力的実施を図る。
 - 古材利用、増改築、賦役の拡大等の途を拓く。
 - 事務手続等の簡素化に努める。
 - 全国及び都道府県レベルの農業団体等の協力をえて活発な組織的推進活動を行う。

第3 事業の概要

- 「地区再編構造改善事業」 2~3集落 事業費規模 平均3億円(他に単独融資1億円) 稲転等積極的に生産の再編を図る地区に集中的に助成し、地区全域の改善を図る。

(事業内容)
(1) 集団農区総合整備事業
農地造成、圃場整備、交換分合等作付協定
(2) 組織化促進施設整備事業
担い手を中心とする施設等
(3) 集落環境整備事業
集落センター、連絡道等の環境の整備

(事業実施期間) 3年
- 「農村地域構造改善事業」 15集落(概ね旧町村) 事業費規模 平均10億円(他に単独融資4億円)
農業振興総合推進体(仮称)を中心に土地利用の高度化、担い手を中心とした組織化、地域農業の複合化を促進し、農業生産の再編、生産体制の確立、就業促進等を図る。

(事業内容)
(1) 農業組織化促進事業
総合推進体推進事業、担い手を中心とした設備の改善
(2) 地域整備事業
基盤整備、近代化施設整備事業
(3) 農村再生振興事業
生産環境整備、就業促進諸施設、学童農園等

(事業実施期間) 5年
- このほか「広域・特定地区構造改善事業」を隨時実施するものとする。

* 農林省構造改善局整備課

第4. 全体構想(前期5ヶ年)及び53年度計画

事業名	全体事業規模			53年度計画	備考
	地区数	1地区当たり事業費	総事業費		
地区再編構造改善事業	地区 1,250	億円 3 (ほかに 「単独融資 1」)	億円 3,750	計画地区 指 定 250	地区再編構造改善事業 のうち即着工 80 地区
農村地域構造改善事業	600	10 (ほかに 「単独融資 4」)	6,000	120	事業費補助金 48 億円
広域、特定地区構造改善事業	40	3~13 (ほかに 「単独融資、「特 定」のみ 5」)	250	8	
合 計	1,890		10,000	378	

～・～・～ 新刊紹介 ～・～・～

「農村計画、建築文献抄録集」

昭和45—昭和51年度版

日本建築学会農村計画委員会

農村計画情報部会 編

この文献抄録集は、昭和45年10月～51年12月の約6ヶ年間の建築関係の文献に限らず、農村関係の研究報告・計画等を、関係学会の論文報告集を始め、学会誌、関係機関発行雑誌、関係省庁の報告書、及び関係のある単行本等より、関係の文献の抄録をのせている。その数は約1,200編、約130頁である。この抄録集は農村計画の研究者・計画者にとっては大変貴重な文献目録集である。

〒104 東京都中央区銀座3丁目2番19号

日本建築学会農村計画委員会

定価 1,500円 送料 200円

尚、昭和44、48年度版も出しているが、余部はないが、実費でコピーを依頼出来る。

- (4) 農業土木学会中央研修会について
6. 第12回研究集会開催(2日間)
1. 昭和52年7月21日(木) 12:00~18:00

参加者 96名
富山県入善町農村総合整備モデル事業現地見学(魚津駅出発 → 入善町東狐改善センター → フラワーセンター → 農村公園(下山) → 墓ノ木自然公園 → 富山市着)
 2. 昭和52年7月22日(金) 9:00~15:35

講演及び討論会 参加者 123名
富山県民会館4階401号
講演

 - ① 「北陸地方の農村整備」
講師 栢原忠雄(北陸農政局)
 - ② 「富山平野における農村環境の特色」
講師 北林吉弘(文教大学)
 - ③ 「散居村地域のは場整備について」
講師 荒井武光(富山県)
 - ④ 「砺波平野の散村における生活環境整備について」
講師 新藤正夫(砺波高校)
 - ⑤ 「砺波平野における農業生産と農村整備」
講師 須山盛彰(富山県史編さん室)

講演終了後、討論会
テーマ:「散居村地域のは場整備と生活環境整備について」
7. 常任幹事会
- 昭和52年12月10日(土) 10:00~12:00
東京大学農学部農業工学科
〔出席者〕西口、穴瀬、小川、白井、北村、富田
- (1) 研究委員会報告
 - (2) 編集委員会報告
 - (3) 次年度の研究集会
 - (4) 共同研究等のすすめ方
 - (5) 規約改正等
 - (6) 事務局移転の件
8. 第19回幹事会開催
- 昭和53年1月25日(水) 15:00~17:00
農業土木会館
〔出席者〕西口、浦、太田、川又、北村、笛野、白井、竹中、富田、武藤
- (1) 研究委員会報告
 - (2) 編集委員会報告
 - (3) 研修会開催
 - (4) 昭和53年度春期研究集会
 - (5) 昭和53年度夏期研究集会
 - (6) 幹事会総会等
 - (7) 共同研究について
 - (8) 役員の改選
 - (9) 規約改正
 - (10) 会計報告

農村計画研究部会研究委員会の活動

研究委員長 白井 義彦*

農村計画研究会も、やがて昭和55年をむかえると10年の年輪を数えることになる。

研究委員会は、部会活動の遂行の必要上から幹事会の諮問機関として、昭和52年度から設けられたものである。幹事会において、委員長白井（岩大）をはじめ、佐藤（東大）、今井（京大）、有田（農土試）、藤本（東大工）などの委員が選ばれた。新発足の研究委員会は、現場技術と研究との相互連携を一層緊密にして、研究に対するサービスに努力したいと考えている。昭和52年度は、農業土木会館で二回の委員会を開催したので、その時の検討事項の結果を摘記することにした。なお、その二回とも、検討課題を編集委員会（富田委員長ほか3名）と合同で討議できたことは有意義であった。

第1回：昭和52年6月4日

- ① 初会合であるため、委員会の目的・任務を検討した。いま、この委員会の活動や運営について成文化をしないが、農村計画に関する事項を常任幹事会からの検討依頼に応じて討議し、部会長に建議する性格つけを決めた。
- ② 研究集会のあり方を討議した。研究の成果を現場に還元するような集会のあり方をかちとつていく必要性が指摘された。具体的な方法の点では、継続討議。
- ③ 編集と関連するが、年2回の部会誌刊行の内容について審議した。一方を、研究集会での個人或はシンポジウムの課題発表を掲載し、他方を、現場の人が投稿できるような情報コーナーを充実させて、地方の農村計画の担当者から寄稿を発掘してはどうか。継続討議。
- ④ 共同研究についても検討した。プロジェクトチームをつくって、学際的な共同研究をすることは望ましい。その成果を研究集会で報告やシンポジウムをすることもよい。共同研究に当って、科研費や国土庁の委託費を個人ルートから組織的ルートに変える提案がなされもするが、

研究者相互間の切磋琢磨による内発的局面からの共同研究が進められる必要がある。継続討議。

⑤ 今回、とくに部会長から検討依頼に応えた課題は、中央研修会のプランである。農村計画研究部会では、昭和52年度の中央研修会を分担することになった。まず、この研修会のあり方につき論議した。その結果、単に農政の方法論を伝達する手段というものではなく、研究の成果を社会に還元するチャネルをつくる研究活動として研修会をするように要望し、2日間の研修日程、科目、講師について具体案を作成し、幹事会での再検討を経過して、農業土木学会理事会へ提出された。

⑥ その他、農村計画のテキスト刊行と文献整理のとり扱い方の検討が行われたが、継続検討の事項とした。

第2回：昭和53年1月7日

- ① 繰続検討事項であった研究集会のあり方について審議した。従来の2日間の研究集会を、現場実務的なものと研究的なものと、二つの日程に分けて、研究集会の目的をはっきりさせたらどうかという意見に集約され、可能ならば、今夏、7月には島根で研究集会が開催されるので適用するように幹事会に提案する。第1日は山村のモデル事業（基盤整備、集落再編成）の見学や現場での検討会をし、第2日は、個人の長時間の研究発表（30分）を公募する案である。ただし研究発表と講演会の折衷方式も考えられ、また、研究発表も過疎問題と農村計画というようにテーマを焦点化することも考慮される必要がある。
- ② 先回より継続検討事項であった共同研究について討議した。明治以降の農村計画の計画事例について、共同研究ができるないか。例えば、一つには、農林水産技術会議との共同研究を考えられないか。他には部会誌の情報コーナーに各県耕地課を通じて、過去の農村計画の計画事例の報告を求める。
- ③ 10周年記念事業についても討議した。先にいちど提

* 岩手大学農学部

案されたことのある農村計画のテキスト及び文献目録は、今回、とくに刊行しない。農村計画の文献目録は日本建築学会農村計画分会から農村計画文献目録が刊行された矢先である。

昭和55年には、10周年記念事業を行う方向で検討中であり、次の二つの提案を行う予定である。第1に部会誌の特集号として、部会創設期の農村計画研究のリーダーに

執筆をお願いすることや講演会を開催する。

第2に記念事業として明治以降の農村計画の計画事例集を刊行する。ただし、このプランはとくに継続して可能性を検討する。以上、この二つのプランは、今後、具体案を審議していくもので、その他、10周年記念事業にふさわしい企画があれば、御意見を研究委員会に寄せていただくよう要望する。

~~~~~ 委員会から ~~~~~

府県（市町村）だより、質疑コーナー新設の案内

編集委員会

部会誌「農村計画」もはや13号を数え、発行部数も千部をはるかに越えました。農村計画という新しい分野を担う中核的な情報誌としての本誌への各界の期待の大きさを感じられます。

こうした期待に応えて編集委員会では、従来やや執筆陣が一部の方に偏り気味であった点反省し、広く部会員の皆様からより気軽に投稿していただける場として、府県（市町村）だより、質疑コーナーを設けることにしました。それぞれのねらいは下記のとおりです。「農村計画」を情報誌としていつそう豊かなものにしてゆくため、多数のご投稿を期待しています。

<府県（市町村）だより>

府県（市町村）計画の特徴ある内容の紹介、現在お取組み中の事業の紹介、あるいは管内での興味ある既往の計画事例、整備例、その他どんなものでもけっこうです。

とくに既往事例のご紹介は、編集委員会がこのコーナーにかけている大きな期待の一つです。農村計画・整備の研究、あるいは事業は昭和40年代以降の現在の動きばかりではなく、古くは明治時代の適産調、昭和初期の農村更生計画、あるいは昭和20年代のいくつかの試行等、長い前史をもっております。これらの多くは計画倒れに終ったようですが、そのいきさつ、まして実施に移されたものの成果等は現在ほとんど世に知られておりません。また、こうした官営計画の他に、地元の自力によるさまざまな試みがあったはずですが、こうしたもののはほとんどは知られておりません。本誌3号に笹野氏が紹介され、大いに注目され

た富山県舟川新の集落移転等もこうした例でした。

こうした過去の計画事例の発掘は現在の農村整備を進める上でも、さらには農村計画の学門体系をより豊かなものにするためにも大いに役立つはずです。ところが、こうした事例はそれぞれの地元の方、とくに日頃農村整備に携つておられる府県（市町村）の耕地課、農村課等の皆様には周知のものであっても、さきの舟川新はたまたま旅先の笹野氏の目に触れたことで注目を浴びるに至ったものの、一般には世に知られておりません。

こうしたものが、地元におられる部会員の努力によって発掘されてゆけば、そのうち日本農村計画事例集といったものができるのではないかと期待しております。

<質疑コーナー>

農村整備事業はまだ新しい事業であるため、計画立案途上、事業実施途上でいろんな疑問をお感じのことと思います。そうした疑問の中には、誰かに聞けばわかるものもありましょうし、今後の課題として皆で考えてゆかねばならないものもありましょう。あるいはまた、本誌の個々の論文・報文の内容に対する疑問点、反論といったものもありましょう。こうしたものを気軽に寄せいただいて、それぞれに適当な方からの解答を得て併載してゆきたいと思います。また、このコーナーはできるだけホットな、実質のあるディスカッションの場に育てるため、ご希望により質問者名、地区名の誌上匿名扱いも考慮してゆきたいと思います。

事務局通信

1. 今年度から編集委員の方々に部会誌の編集をお願いするようになりましたので、今後は定期的に部会誌の発行ができるようになると思いますので、皆様の論文投稿をお待ちしております。
2. 農村計画部会の運営についてもどんどん皆様のご意見をお寄せ下さい。
3. 近々、新年度（1978年度）にもなりますので、至急、農村計画研究部会の会費をお納め下さい。

会 費：個人会費 2,000 円

団体会費 5,000 円

納入先：郵便振替口座 京都 33983

農業土木学会農村計画研究部会

4. 昭和53年度会員名簿を発行いたしますので、会費御納入の際には振替用紙通信欄に住所等を正確にご記入下さい。尚、勤務先変更、現住所変更等のある方はこの部会誌がお手元に届き次第、至急事務局までお知らせ下さい。

編 集 後 記

発行が遅れていた9, 10, 11, 12号の4冊を事務局で1977年3月にまとめて発行するはめになったにがい経験の反省の中から発足した今期編集委員会でしたが、結局この13号を一年後の今、お届けするのが最初の仕事になってしまいました。委員が京都から筑波までに散在しているハンディを背負っての作業ですが、一冊こなしてやっと部会誌発行の要領がのみこめてきましたので、これからはで

きるだけ定期的に年3～4冊の発行をものにしてゆきたいと思います。しかしそのためには、本号で紹介しています新しいコーナーをはじめ、原稿の順調な集まりが不可欠です。

どうぞどしどしご投稿いただくことで、不慣れな編集委員会をバックアップして下さいます様、お願いいいたします。

（富田 記）

研究部会誌「農村計画」投稿要項

1 はじめに

研究部会誌「農村計画」は、農村計画に関する研究資料、論説等を掲載するもので、全編投稿原稿である。

2 投稿の種類と内容

研究論文、質疑応答、報文、論説等

(1) 研究論文

農村計画に寄与する新しい研究結果で、次の基準に合致した内容のもの。

- 1) 一編ごとに論文としての体裁を整え、オリジナリティーがあり、農村計画に関する学術的進歩向上に貢献するとみなされるもの。
- 2) オリジナリティーの点はやや薄弱でも、応用を中心としたもので、農村計画の具体的作成に寄与するとみなされるもの。
- 3) いずれも未公刊のものであること。
二重投稿のないように特に3)に注意すること。

(2) 質疑応答

「農村計画」に掲載された研究内容は、発行者が読者に対して責任をもつものであり、読者がその内容に対して、質疑または異論をもつ場合は、質疑または討論によって応答すべきもので、これによって研究の進歩がなされるものである。

(3) 報 文

農村計画事例、文献紹介、計画作成に参考となる資料等で独創的でなくとも農村計画に関連しての会員の参考となるもの。

(4) 論説等

農村計画に関する会員の意見が述べられたもの。

3 投稿者

本研究部会員とする。但し連名の場合は、その内の1名以上が会員であること。

4 投稿の方法

投稿に関しては、次の事項を別記して部会事務局あて提出する。

- ① 表題
- ② 本文枚数
- ③ 氏名、勤務先、職名(共著者の分も)
- ④ 連絡先(電話も)
- ⑤ 別刷希望部数(贈呈部数以外の希望部数)
(贈呈以外は代金1部50円、表紙希望の場合は部数にかかわらず2,000円)
贈呈部数は著者1人:30部、2人:50部
3人以上:60部

5 原稿の書き方

下記の要領は研究論文に対するものであるが、質疑応答、報文、論説等もほぼこれを準用する。但し、報文、論説等には欧文アブストラクトは必要としない。

- 1) 原稿はなるべく500字詰横書き原稿用紙を使い(請求次第送付)、漢字は当用漢字、かなづかいは現代かなづかいを使用、数字はアラビア数字(3位ごとにカシマを入れる)を使用のこと。図(写真も含む)は本文中にはったり書き込んだりせず別紙とすること。
- 2) 1回の原稿は、図・表・写真を含め、500字詰原稿用紙27枚(組上り6ページ)までとする。
この規定枚数を超過した分は、組上り1ページにつき、9,000円の割で著者が負担する。
また、長大な論文を提出したいときは、一編30ページ(組上り)を限度とする論文もよい。ただし、上記の著者負担金制度により超過分は支払うものとする。
- 3) 図は正副各1枚とする(原図の大きさはB4版以下)。正図は、そのまま製版にとれるようトレーシングペーパーの類(白か透明)に描き、必ず墨入れをすること。
ただし文字・符号は当方で統一するので鉛筆書きのこと。

- 副図は、当方で正図に文字・符号を入れるときの照合用に使用するので、図中の線等は鉛筆書きでフリー ハンドでも構わないが（用紙も随意）、文字・符号だけは正確に墨またはインクで書くこと。
- 4) 図は、ヨコ 7 cm × タテ 5 cm 大を 300 字分の割とし（写真も同様）、それぞれ本文中のそう入力所に、相当字数の分の余白をあけておくこと。
 - 5) 図の細部や文字は、縮尺されて、できあがったときの大きさをあらかじめ考え、細かすぎないように描くこと。
 - 6) 文字は明確に書き、特に数式や記号などのうち、大文字と小文字、ローマ字とギリシャ文字、サフィックス等で区別のまざらわしいものは必ず鉛筆で注記しておくこと。
たとえば、C と c, O と o と 0 (ゼロ), P と p, S と s, U と u, V と v, W と w, Z と z, g と q, l と e, r と r, E と e, x と x (カイ), K と k と κ (カッパー)，その他。
 - 7) 分数式は 2 行分にとり、余裕をもたせて書くこと。数字は原稿用紙の 1 コマに 2 つまでとする。
 - 8) 数表とそれをグラフにしたものとの併載は避け、どちらか一つにすること。規定枚数以内のものでも、できる限り簡潔にすること。
 - 9) 文献の記載は、本文中に引用したものののみに限り、番号を付して載せ、参考程度のものは出さないこと。文献には始ページと終ページを記し、単行本の場合には引用ページ、両者とも発表年月を付記すること。
 - 10) 表題には欧文表題を併記し、著者名には著者が慣用しているローマ字のつづりを入れること。
 - 11) 投稿論文には 500 語以内の欧文アブストラクトを添えること（タイプライターでダブルスペースに打つこと）。なお、外国人が読んでその意味がとれるものであること。
 - 12) 欧文アブストラクトには、参考のため、その邦訳を

添えること。

- 13) 欧文アブストラクトは、邦文原稿（700字以内厳守）に翻訳料 5,000 円を添え、欧文訳を事務局に一任することもできる。邦文原稿は翻訳の場合を考え、主語を明確にし、なるべく短い文に区切ること。また専門用語には欧文用語をつけておくこと。
- 14) 論文中の図、表、写真的説明には、外国との交換紙となることを考え、必要に応じ欧文を併記すること。
- 15) 欧文による論文も上記の規定に準ずること。

ただし、

- a) 論文の内容閲読のため、同内容の邦文およびその邦文要約（700字以内）を添付すること。
- b) 欧文の適正は、著者の責任において期すること。
- c) 原稿は必ずタイプライターでダブルスペースに打つこと。

6 投稿原稿の取扱い

投稿された原稿は事務局において受付簿に記入し、受領証を発送する。

編集委員会においては、原稿を別に定める閲読基準により審査し、これにより処理する。

7 著者校正

誤植防止のため、著者に初校の校正刷を送り、著者校正をお願いする。

著者校正の際、原稿（特に図面）の訂正是避けられない。

校正刷は受取り後 3 日以内に校正して速達便で原稿と共に返送すること。

8 雑誌発行後の正誤訂正

著者から正誤の申し出があった場合は原稿と対照し、誤植と原稿訂正との別を明らかにして、最寄りの号に正誤表を掲載する。

農業土木のコンサルタント

測量・調査・企画・設計

農村環境整備・地域開発・ほ場整備・畑地かんがい
農道・水路・頭首工・用排水機場・土質調査
地形測量・深浅測量・家屋立木調査・建築設計



北居設計株式会社

本 社	滋賀県蒲生郡安土町下豊蒲4580	☎ 074846-2336(代)
大津営業所	大津市におの浜3丁目1-20	☎ 0775-23-2658(代)
長浜営業所	長浜市高田町5-32	☎ 07496-3-2085(代)
大阪営業所	大阪市天王寺区上本町3-3	☎ 06-768-0420
姫路営業所	姫路市東延末299-5	☎ 0792-88-1853
岡山営業所	岡山市田中67	☎ 0862-43-6384
宮崎営業所	宮崎市松山町1丁目6-37	☎ 0985-24-5638

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想、調査、計画、設計

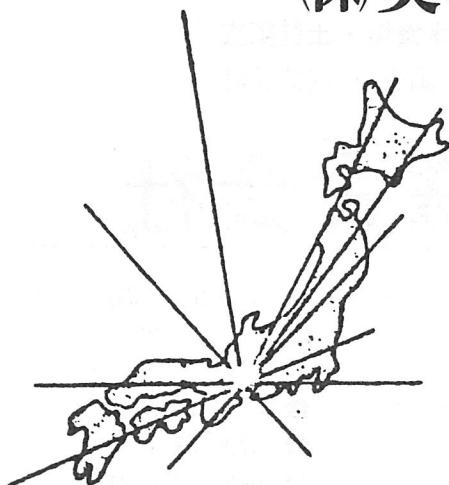
株式会社 新農村開発センター

取 締 役 社 長	小 小 田 原 武 岡 栗 田	泰 英 幸 賢 一 英 幸	恵 作 市 二 夫 寛 一 市
常務取締役	川 林 島 田 藤 村 原 島		
取締役営業部長			
取締役企画部長			
取締役開発設計部長			
総務部長			
計画部長			
調査設計部長(候)			

東京都渋谷区広尾1丁目7-7(広尾マンション二階)
電 話 03(409)2521(代表)

明日の農村計画をデザインする

(株)葵エンジニアリング



取締役社長 大辻 小太郎

取締役副社長 根岸 俊男

〒460 名古屋市中区松原2-2-33

ファンシーツダビル 5F

TEL(052) 331-1871

モ デ ル 農 村 計 画

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作用できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 山崎 不二夫

本 社 東京都新宿区四谷3丁目5番地 03(357) 6131

札幌出張所 札幌市中央区南7条西2丁目 011(531) 2221

九州出張所 大分市大手町3丁目8番6号 0975(34) 7283

沖縄出張所 沖縄県那覇市壺川11番地 0988(54) 5830

明日の農村を計画

○株式会社 チェリーコンサルタント

代表取締役 森 正義

土地改良・防災・農村総合整備事業の
コンサルティング

調査・測量・設計・試験

水文解析・構造計算

施工管理・資料提供

〒760 香川県高松市栗林町3丁目7番23号

TEL (0878) 34-5111(代表)

○豊かな未来への開拓に奉仕！

札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡

内外エンジニアリング株式会社

本社：京都市南区久世中久世町2丁目103

〒601 TEL 075-933-5111(代)

農業土木・農村計画
上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



若鈴コンサルタンツ株式会社

誠実 敏速

本 社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL <052>501-1361
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL <0592>26-4101
関西支店	京都市中京区麁屋町通丸太町下ル(長栄ビル)	TEL <075>211-5408
東京支店	東京都豊島区南池袋3-18-3(藤間ビル)	TEL <03>981-4136
北陸出張所	金沢市横川町3-200(岡田商会内)	TEL <0762>41-2494
岡山出張所	岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内)	TEL <0862>32-0776

都市的文明への意識的無意識的反発がはじまっている。
メガロポリスへの一方通行の彼方に沈没することを欲しないならば、われわれは新しい農村—未来の計画空間への道を模索しなければならない。

財団
法人

農村開発企画委員会

東京都千代田区神田駿河台1の2馬事畜産会館

TEL 294-8721 (代表) 〒 101



自然地域の調査・研究・計画
都市林の設計
森林・山岳・農山村域の設計
都市環境の調査・研究計画
一近郊都市域総合計画・都市域（地下街、都市広場、景観調査計画、緑地ネットワーク）
環境の基礎的調査・研究・計画
一水関係・植物土壌関係
特殊施設の設計
一都市公園・特殊公園・キャンパス・道路・流通センター

株式会社 環境事業計画研究所

京都研究所(本部) 京都市中京区蛸薬師堺町上ル みよいビル2F PHONE 075-221-1017

(昭和51年7月23日改正)

農村計画研究部会規約

名称

1. この部会は農村計画研究部会と称する。

目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

事業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1) 部会誌の発行。
- 2) 共同研究。
- 3) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。
- 4) 関連学会、関連機関との研究・技術的交流。
- 5) 研究資料の収集・配布。
- 6) その他。

所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名、副部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。
なお、役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員の選任は総会で行なうことを原則とする。

総会

6. 総会は原則として年1回開催し、各種運営事項を定める。

経費

7. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかう。

入退会

8. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

事務所

9. この部会の事務局は、京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室に置く。

1978年3月20日 印刷
1978年3月31日 発行
発行者 〒606 京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室内
農業土木学会農村計画研究部会
TEL(075)751-2111(内6159)
発行責任者 西口 猛
振替口座 京都 33983

JOURNAL OF RURAL PLANNING

No. 13

CONTENTS

City Agriculture and Land Use Plan

Teitaro KITAMURA

Traits of the Rural Area Rapid Losing
in Population

Nobuyoshi FUJIMOTO

The Regional Planning by Inhabitans
— From Standpoint of Guided
Agricultural Policy —

Regional Consolidation Section,
Agricultural Policy Bureau,
Kobe City

Reports of 11th Assembly
Theme; Rural Consolidation and
Specialist's Image

Toshihiro KOJIMA

Book Reviews Information of "Research
Group of Rural Planning" (II)

Shinji SASANO

On the utilization of microfilm data of
[Rural Planning Research Group]

Shinji SASANO

Introduction to the Works of New Rural
Structure Improvement

Masakuni KAWAMATA

Introduction to [Abstract of bibliography
on Rural Planning and Construction]

Report of Activity (From 1977 April to 1978 March)

The Society of Rural Planning

Activity of Research Committee Group

Chairman of Research Committee
Yoshihiko SHIRAI

Information of new establishment: [News from
Prefecture (City, Town, Village)], [Inquiry Office]

Editorial Committee Group

1978.3

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING IN JAPAN
RESEARCH LABORATORY FOR RURAL PLANNING
FACULTY OF AGRICULTURE, KYOTO UNIV.
KITASHIRAKAWA—OIWAKE—CHO, SAKYO—KU
KYOTO, JAPAN